

2026 DISCLOSURE - なかのごうの現況 -



(当組合ホームページ)



なかのちのちかい

中ノ郷信用組合は創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して、地域最良の金融機能を発揮します。

1. 地元の豊かな街づくり、組合員の幸せづくりに奉仕します。
2. 役職員の創意を尊重し、職場の活性化を図り共感経営の実をあげます。
3. 組合員の共有財である組合基盤の維持と、発展に徹します。

目次

なかのちのちかい 中ノ郷信用組合の歌	1
令和7年度決算概況とご挨拶	2
総代会だより	3
総代のご紹介	5
組織の状況・役員紹介	6
令和7年度決算の概況 健全性(自己資本比率)	7
令和7年度決算の概況 安全性(不良債権)	8
経営姿勢	9
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	
法令等遵守体制	
リスク管理体制	10
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
反社会的勢力に対する基本方針	
金融商品に係る勧誘方針	
マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針について	12
障がい等をお持ちの方に配慮した取組みについて	
「受領証」「預り証」「受取書」の発行について	
中小企業経営改善及び地域活性化の取組み状況	13
金融仲介機能のベンチマーク	14
CS(顧客満足度)アンケート結果	
TOPICS～地域密着金融の推進・取組み～	15
営業店の活動・サークル活動状況等	17
SDGsへの取組み	19
あゆみ 資料編	20
財務諸表 貸借対照表	21
財務諸表 損益計算書	27
報酬体系について	28
経営者責任に関する確認書・外部監査の状況	29
主要な業務の状況を示す指標	30
預金に関する指標	32
貸出金等に関する指標	
有価証券に関する指標	34
その他業務	36
主要な事業の内容	
自己資本の充実の状況	
営業のご案内	45

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

中ノ郷信用組合の歌

作詞 鐘田 研一
作曲 大中 寅二

- | | | |
|--|---|--|
| <p>(1) 大震災の しょうどの中に
おいたちし わが中ノ郷
協同の 力と汗に
結ばれて われ人とともに
生くるなり
匂え 輝け さくらのごとく
誇りに満ちて 進み行かん</p> | <p>(2) 理想に燃えて 先駆者達が
けむり濃き ロッチデールに
かかげたる 灯は受けつがれ
共栄の組織とこころ
ここにあり
歌え 踊れよ 男子も女子も
たがいに手をとって 進み行かん</p> | <p>(3) 平和と愛の 協同社会
築かんと 願うこころの
とうとさよ みちは一すじ
そこにあり 団結 貯蓄
相互扶助
叫べ 働け 戦士のごとく
荒波こえて 進み行かん</p> |
|--|---|--|

令和7年度決算概況とご挨拶

第98期通常総代会が6月19日（金）本店4階ホールにて開催され、令和7年度事業報告書報告並びに貸借対照表、損益計算書、剰余金処分及び令和8年度事業計画案、業務計画・収支予算案が承認されましたことを、ここにご報告申し上げます。

さて、2025年の世界経済は、米国の第二次トランプ政権発足後の相互関税引き上げ政策をめぐる不透明感を背景に、欧州は景気の持ち直しがみられるも、中国では内需政策効果の陰りも相まり、景気は緩やかな減速となりました。

また、イラン紛争に端を発したことによる原油価格高騰が続き、エネルギー・原材料等不足に拍車をかけています。

こうした中、日本経済は、緩やかな景気回復基調を保ちつつも、物価高・インフレに直面しており、2025年10月に発足した憲政史上初めての女性首相となる高市内閣は「日本列島を強く豊かに」するための総合経済対策、物価高対策を掲げ、積極財政を推進しています。

しかしながら、当組合のお取引先であり、地域経済を下支えする中小・小規模事業者においては、続く円安とエネルギー・原材料不足に加え、深刻化する慢性的人手・人材不足、AI（人工知能）・DX（デジタルトランスフォーメーション）化への対応、事業承継問題など、依然厳しい経営環境が続いており、増加する原材料費や賃上げによる人件費をいかに売上や価格に転嫁し、収益を増加させるための経営力の向上が求められます。

当組合は今後も、このような経営環境下にあるお取引先様が抱える様々な課題解決に真摯に向き合い、真に寄り添う「伴走型事業者支援」を通じ、「なかのこうのちかい」である、創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して地域最良の金融機能を発揮し、地元の豊かな街づくり、組合員の幸せづくりに奉仕し、組合員の共有財である組合基盤の維持・発展に徹して参りますので、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月
中ノ郷信用組合
理事長 吉川 洋之

令和7年度決算概況

(1) 自己資本比率	10.29% (国内基準4%)	(2) 自己資本額	14,437百万円
(3) 当期純利益	369百万円	(4) 出資配当金	年3%割合
(5) 預金積金残高	205,792百万円 (前年対比3,136百万円増加)		
(6) 貸出金残高	106,416百万円 (前年対比5,829百万円増加)		

経営方針

1. 組合員・お客様のニーズを満たす、地域に根差した金融機関を目指します。
2. 組織の活性化を行い、経営管理(ガバナンス)態勢の強化に努めます。
3. 収益力を強化して、自己資本の充実に努めます。
4. 健全性を強化して、資産内容の充実に努めます。

◇第98期通常総代会のご報告

第98期通常総代会は令和8年6月19日（金）午後4時より、本店4階ホールにて開催されました。総代現員215名中、出席214名（うち委任状出席93名）、欠席1名にて総代会が成立し、開会が宣言され、理事長挨拶に続いて議長選出、下記議案が説明審議を経て承認されましたことをご報告申し上げます。



【報告事項】

令和7年度事業報告書報告の件

【決議事項】

第1号議案 令和7年度貸借対照表、損益計算書、及び附属明細書承認の件

第2号議案 令和7年度剰余金処分案承認の件

第3号議案 令和8年度事業計画案及び業務計画・収支予算案承認の件

第4号議案 組合員除名の件

総代会の仕組み(役割)

◇総代会制度について

信用組合は組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、「総会」を通じて組合の経営に反映することとなります。この「総会」は法律で定められた必要議決事項のほか定款に反しない限り、必要議決事項以外の事項についても議決することができる、組合の最高意思決定機関です。

なお、信用組合には、組合員の総数が法定数(200人)をこえる組合について、定款の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、中ノ郷信用組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しております。

◇総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款、及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

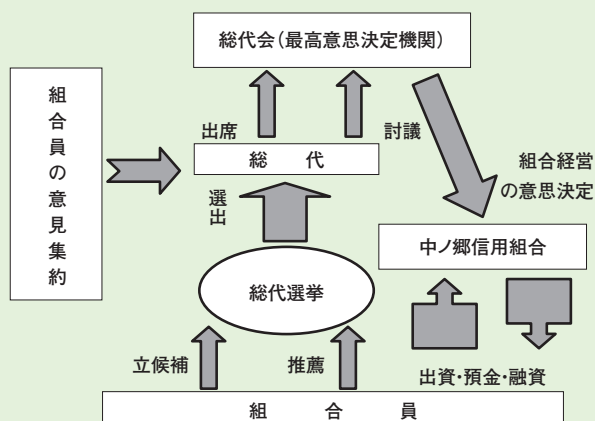
(1) 総代の選出方法

総代は組合員であること、かつ定款第16条で定める組合員の除名事項に該当していないことが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

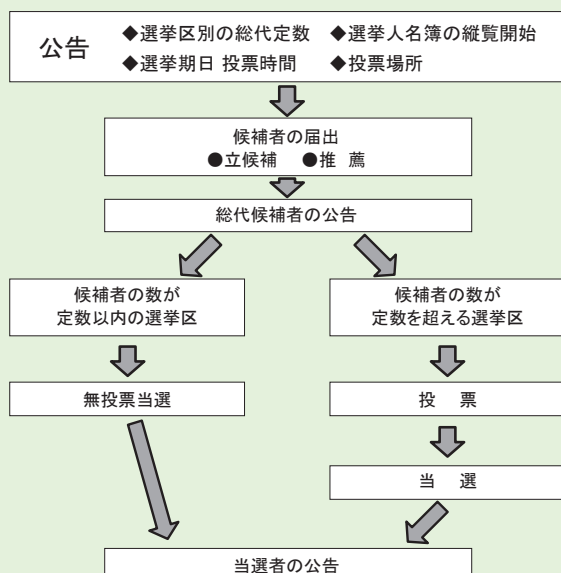
(2) 総代の任期・定数

定款第30条の2、3の規程により、総代の任期は3年、総代の定数は180人以上220人以内となっております。なお、当組合は選挙区を17の区に分け、総代の選出を行っています。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和8年3月31日現在の組合員総数は26,048人です。)



当組合では、総代会に限定することなく、組合員アンケートや組合員懇話会、異業種交流会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

◇総代選挙までの手続き

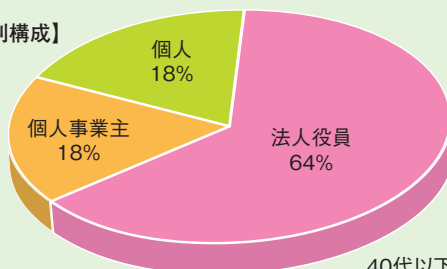


◇総代会の地区別定数

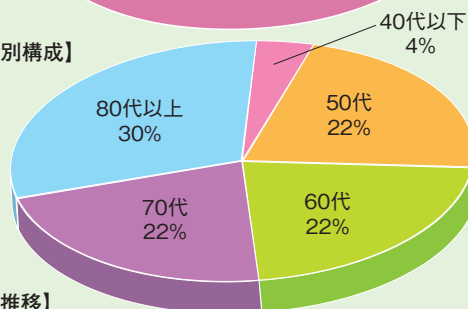
選挙区定数			
選挙区名	該当地区	取引組合員	定数
第1地区	本店	取引組合員	35名
第2地区	寺島支店	取引組合員	18名
第3地区	滝野川支店	取引組合員	15名
第4地区	大森支店	取引組合員	10名
第5地区	葛飾支店	取引組合員	18名
第6地区	鐘ヶ測支店	取引組合員	9名
第7地区	石原支店	取引組合員	10名
第8地区	堀切支店	取引組合員	14名
第9地区	立花支店	取引組合員	14名
第10地区	南小岩支店	取引組合員	8名
第11地区	立石支店	取引組合員	11名
第12地区	新小岩支店	取引組合員	6名
第13地区	小石川支店	取引組合員	17名
第14地区	江戸川橋支店	取引組合員	14名
第15地区	板橋支店	取引組合員	8名
第16地区	三崎町支店	取引組合員	7名
第17地区	京橋支店	取引組合員	6名
定数合計			220名

◇総代各位の業種別・年齢別構成(令和8年5月31日現在)

【総代業種別構成】



【総代年齢別構成】



【組合員の推移】

区分	令和6年度	令和7年度
個人	22,504	22,854
法人	3,088	3,194
合計	25,592	26,048

総代のご紹介

敬称略(令和8年6月19日現在・総数215名 五十音順)

第一区(本店)

35名

石井嘉一郎◆ 石上喜一郎② 伊藤 吉則① 稲垣 明男② 井上 章◆ 上原 兌子◆ 大越 哲男◆ 川崎 由子◆ 木島 修輔②
五月女利夫◆ 佐藤 一清① 塩田 晴理① 島田 和幸◆ 高田 義康◆ 高野 智仁③ 田中 隆③ 塚越 稔◆ 寺内 幸雄◆
徳野 裕司① 外山 和男◆ 長嶋 武男◆ 中村 信雄④ 中村 太① 西野 健一◆ 原間井祐司◆ 樋口 高幸①
樋口 昌利④ 平尾ひろみ② 藤田 正興③ 細田 歌子◆ 水谷 竜也① 南澤 清隆◆ 柳田 学① 吉村 公男③

第二区(寺島支店)

17名

石田 博保◆ 市川 清② 岩井 保王④ 大島 敏雄④ 大塚 亨◆ 多 孝忠② 木原 淳雅◆ 倉井 正俊② 小池 百泉◆
佐藤 志郎④ 椎名 伸夫① 豊岡 勉④ 平林 貞夫◆ 松本 孝次④ 村田 憲一◆ 森野 清孝◆ 若槻 洋二②

第三区(滝野川支店)

15名

大川 薫◆ 大芝 弘治◆ 大谷 清◆ 小川 洋子③ 小田眞二郎◆ 金子 康明③ 上村 博行① 齊藤 公将① 篠原 嗣夫④
清水 徳幸③ 千葉 善愛◆ 對馬 速雄① 羽田二思子◆ 原田 聖子◆ 三上智恵子◆

第四区(大森支店)

10名

青木 均① 飯合佐代子④ 糟谷 利章◆ 加藤 精一④ 加藤 秀与③ 幾世永 宏◆ 小林 正和② 滝内満貴子③ 福田 説子◆
山崎 博①

第五区(葛飾支店)

17名

青山 博光◆ 赤尾国太郎② 江澤 平八◆ 荻野 和映◆ 菊地 一見② 日下部幸男◆ 熊木 寛④ 倉品 茂② 佐瀬 弘①
佐竹 芳武◆ 出口 伸幸③ 芳賀 康行◆ 芳賀 橋本 朝夫◆ 馬場修一郎◆ 浜崎 浩人◆ 引本 利生◆ 二葉 晃司④

第六区(鐘ヶ淵支店)

9名

勝村 高淑② 加藤 武平◆ 川島 章僖◆ 関根 スミ① 高橋 昭雄◆ 戸田 好昭◆ 平川 隆之② 法量 洋◆ 村松 賢二◆

第七区(石原支店)

9名

井上 巖◆ 栗原 征也④ 高木 利夫◆ 成田 正勝◆ 林 英俊◆ 堀 政孝◆ 松本 良一◆ 安沢 吉昭◆ 山本字一郎◆

第八区(堀切支店)

14名

青島 裕◆ 阿部 将司① 宇田川芳男◆ 金杉 源市◆ 越家 輝雄◆ 坂本 浩成◆ 桜井 昇◆ 佐々木晃昭◆ 佐藤 信一②
高橋 一郎◆ 津野田 博◆ 一杉 昌宏③ 柳原 弘文◆ 吉田 和重◆

第九区(立花支店)

14名

阿部 貴明① 飯田 一男④ 飯塚 一夫③ 一松 紀行◆ 岩澤 宏太③ 宇田川裕高④ 神戸 要一◆ 齊藤 隆② 佐伯 信郎①
柴原 裕子④ 戸部 雅史② 増田 陽子① 松村 昌幸③ 吉住 研①

第十区(南小岩支店)

8名

阿部 昇◆ 大類 雅之① 白鳥 武男① 長島 利夫② 長島 敬一① 平林 きよ③ 水上 昇④ 村田 清一③

第十一区(立石支店)

10名

相 晋② 蘭草 学④ 石井 伸征③ 入江 生夫◆ 黒沢智加良② 成澤裕喜男◆ 仁ノ平昌彦④ 深澤 範男◆ 増田 唯之◆
森田 政雄◆

第十二区(新小岩支店)

6名

遠藤 正浩③ 小山 信光◆ 関下 末直② 古川 直④ 松浦 健二② 矢島 和夫③

第十三区(小石川支店)

16名

岩井 良夫◆ 宇佐美誠三◆ 薄井 士郎◆ 岡部 幸司④ 奥山 裕一③ 武 みゆき③ 常川 和勇◆ 中村 英二③ 中村 忍◆
名古屋悦行◆ 原 武久◆ 日座 功◆ 星野 光志② 松本 彦造◆ 三好 裕司④ 矢野 剛◆

第十四区(江戸川橋支店)

14名

淡路 茂雄◆ 猪野 英二◆ 今枝 秀一④ 氏家 真二② 小関 善達◆ 小峰広一郎① 島田 和夫◆ 田中 靖博◆ 野村 裕幸③
松崎 英夫◆ 松村 辰夫◆ 安井 彰◆ 若木 久男③ 渡辺 正男◆

第十五区(板橋支店)

8名

池田 武文② 小原 清② 金井 務◆ 北爪 紀久◆ 小松 康悦◆ 間山 高臣① 水落 公明① 吉澤 健◆

第十六区(三崎町支店)

7名

池田三勇四◆ 石坂 善久③ 加藤 照夫② 中村 千尋◆ 萩原 尚弘◆ 水野 純治② 横山 第悟①

第十七区(京橋支店)

6名

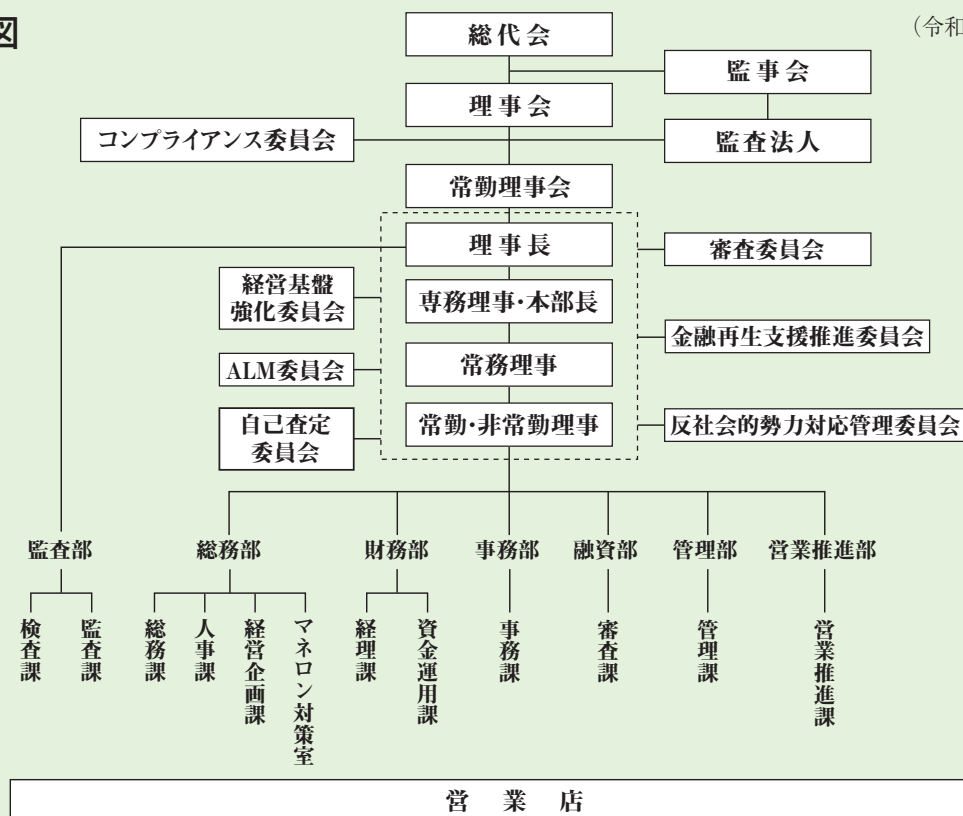
白倉 嘉① 北見 芳夫◆ 橋本 勝政◆ 堀江 周司◆ 松澤 清◆ 村上 文一②

(注)氏名の後に就任回数を丸数字で記載しております。就任回数が5回以上の場合は◆で示しております。

組織の状況

組織図

(令和8年6月19日現在)



役員紹介

(令和8年6月19日現在)

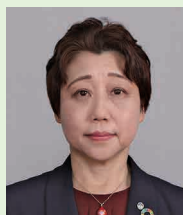


非常勤理事 佐藤 清春(※)
常勤理事 営業推進部長 五十嵐 弘泰
常勤理事 融資部長 多田 道明
常務理事 総務部長 菊地 芳重
常勤理事 本店・石原支店長 須田 信広
非常勤理事 西山 真一

専務理事 本部長 渡辺 勉
理事長 吉川 洋之



常勤監事
芦田 浩



非常勤監事
荻葉 裕子



非常勤監事
(員外監事)
堀江 知洋

※当組合は職員出身者以外の理事1名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上と組合運営の適切化に努めております。

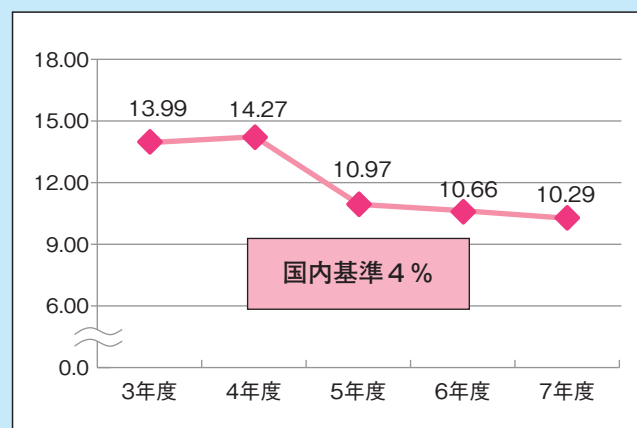
令和7年度決算の概況(健全性)

金融機関の健全性は自己資本比率の高さにあります。

自己資本額は、前年度より340百万円増加し14,437百万円、自己資本比率は0.37%減少し10.29%となりました。なお、国内で営業を行う金融機関に求められる基準は4%となっております。今後も安定的な組合経営のため内部留保に努め、自己資本の充実に取組んでまいります。

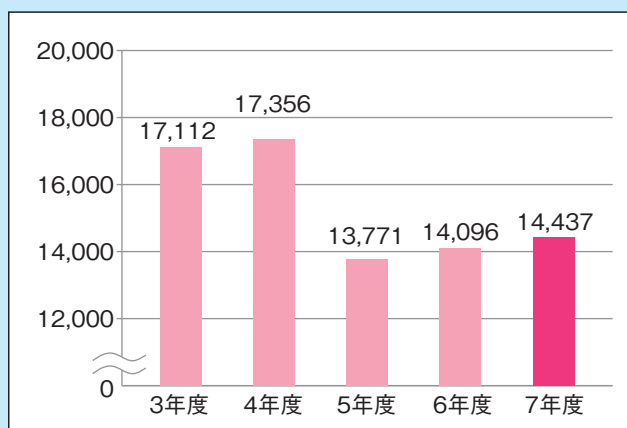
● 自己資本比率の推移

(単位: %)



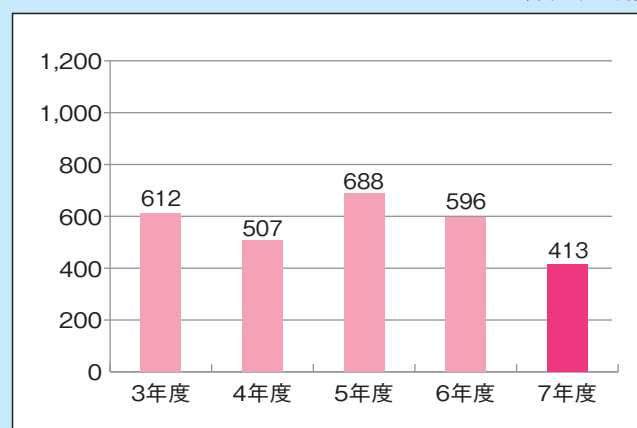
● 自己資本額の推移

(単位: 百万円)



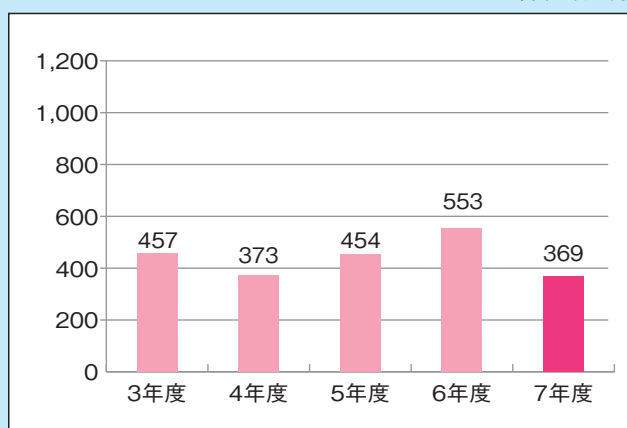
● 経常利益の推移

(単位: 百万円)



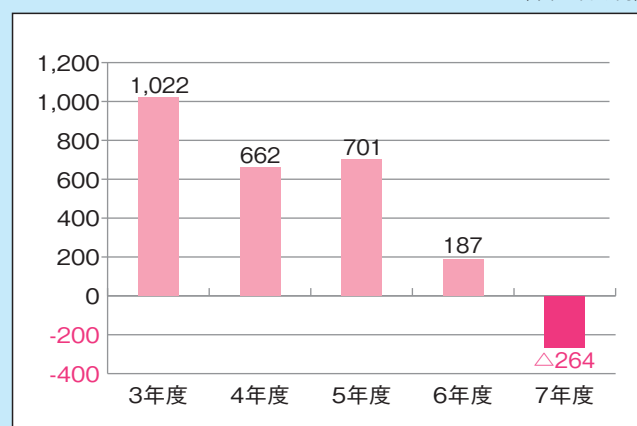
● 当期純利益の推移

(単位: 百万円)



● 業務純益の推移

(単位: 百万円)



令和7年度業務純益について

令和7年度の有価証券運用において、急激な金利上昇に伴い国債等債券価格が下落しているため、評価損を計上している債券等の売却を積極的に行い、ポートフォリオの改善を図りました。結果、国債等債券売却損・償還損を1,488百万円計上したことで、業務純益が△264百万円となりました。

令和7年度決算の概況(安全性)

1. 不良債権(金融再生法開示)

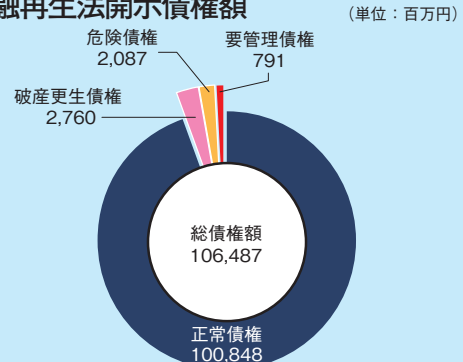
不良債権額は前年比約21.9億円減少し、不良債権比率も2.49ポイント減少する結果となりました。

● 金融再生法による債権区分

(単位: 百万円、%)

区 分	債 権 額	構 成 比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,760	2.59
危 険 債 権	2,087	1.96
要 管 理 債 権	791	0.74
不 良 債 権 計	5,639	5.30
正 常 債 権	100,848	94.70
合 計	106,487	100.00

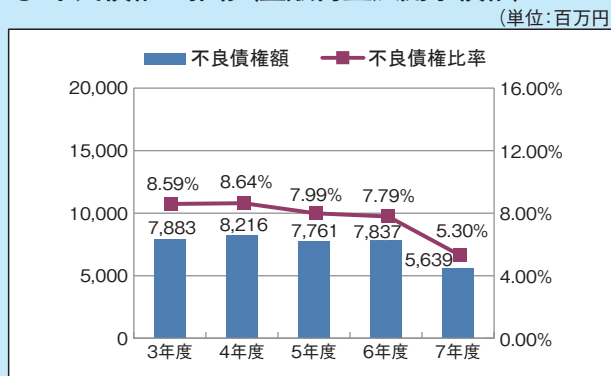
● 金融再生法開示債権額



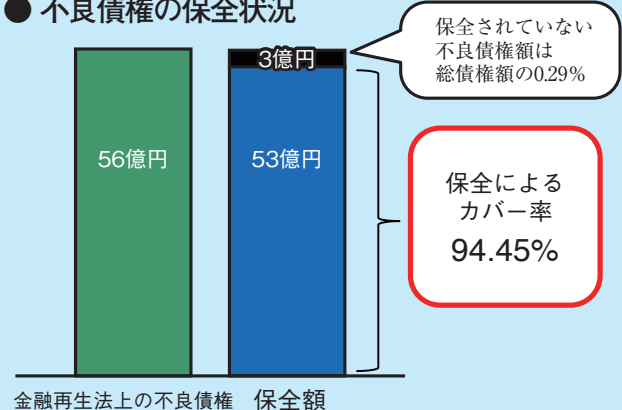
不良債権額（金融再生法開示債権）は前年比約21.9億円減少し、56億円となりました。不良債権比率は下図(左)のように、前年比2.49ポイント減少の5.30%になりました。不良債権比率は、経営の健全性保持の観点から引き下げに努めているところですが、地域金融機関として、お取引先企業1先ごとに、支援・再生を念頭に置き対応させていただいております。

なお、当組合の不良債権は、不動産担保・優良保証・引当金などで保全が図られており、そのカバー率は94.45%と高い水準となっております。地域金融機関の使命として、お取引先の経営改善支援や事業再生のお手伝いを粘り強く推し進めながら、引き続き不良債権の削減に努めてまいります。

● 不良債権の推移(金融再生法開示債権)



● 不良債権の保全状況



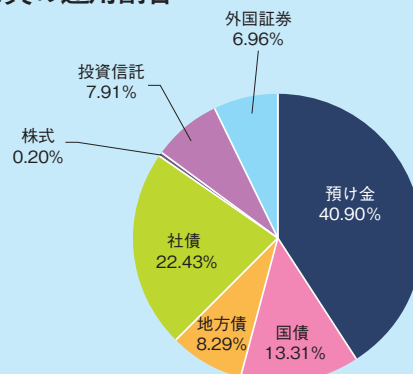
2. 余資運用

有価証券等の余資（1,050億円）運用にあたっては、リスク分散を基本とし、売買益を追求せず、利息・配当金による安定的な収益確保を目指し、安全性を重視した運用構成としております。

(単位: 百万円、%)

区 分	金 額	構成比
預 け 金	42,964	40.9
有 価 証 券	62,086	59.1
国 債	13,986	13.31
地 方 債	8,711	8.29
社 債	23,562	22.43
株 式	206	0.2
投 資 信 託	8,307	7.91
外 国 証 券	7,312	6.96
その他の証券	—	0.00
合 計	105,050	100.00

余資の運用割合



備考)「預け金」の預け先は、全国信用協同組合連合会、㈱みずほ銀行、商工組合中央金庫で、預金構成は定期性預金361億円、比率84.07%、流動性預金68億円、比率15.93%です。また、余資の運用に含まれない「現金」保有は26億円です。

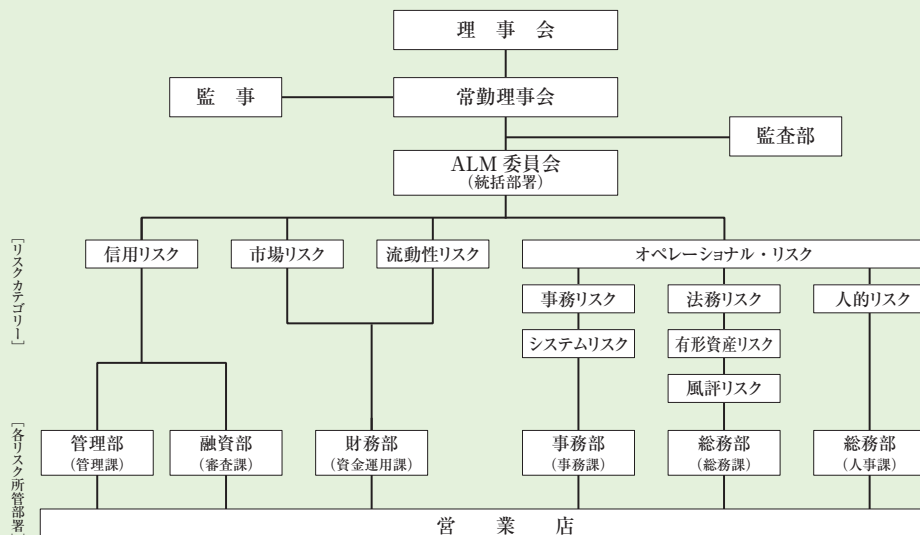
リスク管理体制

◇リスク管理に対する基本方針

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関業務はますます多様化、複雑化しております。それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスクやオペレーショナル・リスクを中心にあらゆるリスクを総体的に捉え、健全な経営基盤の確保を金融機関は求められており、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。当組合では、このような観点から経営の重要性に鑑み、様々なリスク管理を行うために、ALM委員会を主管部署として「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」を制定し、体制の整備を図っています。

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、融資にあたって貸出資産の健全化・良質化を維持するため、融資の決定は規程に基づいた審査体制により違反や独断決定を防止し、業種に偏らず小口融資に徹することで資産管理の強化を図っています。	
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し当組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し当組合が損失を被るリスクをいいます。 当組合では、ALM委員会を定期的に開催し、金利リスク、為替リスク、株式リスク等についてリスクの計算及び分析を行うと共に、統合的リスク管理を配賦されたリスク資本の範囲内に、リスクをコントロールする等の安定的な収益確保とリスクの管理を図っています。	
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当組合が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、調達資金と運用のバランスを保ち、効率的な資金運用を図っています。	
オペレーショナルリスク	当組合の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当組合が損失を被るリスク等で下記に列挙したリスクをいいます。当組合では、様々なリスク管理に対応するように、管理体制及びチェック体制を明確にし、適切に管理する体制の整備を図っております。	
	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として事務部事務課を設置し、適正な事務取扱要領の整備を図り、日頃の事務指導や研修実施により、事務リスクの未然防止に努めております。
	システムリスク	コンピュータのシステムダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として事務部事務課を設置し、諸規程に基づき情報漏洩、不正使用の未然防止に厳しい姿勢で臨んでおります。また、信用組合の共同センターである「信組情報サービス（株）」にオンラインシステムとバックアップ設備の運用を委託し、上記リスクの軽減を図りつつ、安定した業務遂行ができるように努めております。
	法務リスク	顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により当組合が損失・損害を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として総務部総務課を設置し、リーガルチェックを厳正に行い、コンプライアンス態勢の維持・改善を図りながらリスクの極小化に努めております。
	人的リスク	役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇の問題）・差別的行為（各種ハラスメント等）により当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、主幹部署として総務部人事課を設置し、管理体制の運営を厳正に検証し、リスク発生の未然防止に努めております。
	有形資産リスク	災害その他の事象により、当組合の保有する有形資産が毀損し、損害を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として総務部総務課を設置し、リスクの把握と適正な管理に資するため整備に努めております。
	風評リスク	当組合の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として総務部総務課を設置し、風評に対し迅速な対応が取れる体制を取っております。また、風評が出ないよう積極的に情報開示（ディスクローズ）を行い、リスクの極小化に努めております。

リスク管理体制図



苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

【苦情処理措置】

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

- 窓 口：中ノ郷信用組合 総務部
- 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時
- 電 話：03-3622-7131
- 住 所：〒130-0005 東京都墨田区東駒形4-5-4

なお、苦情等対応手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。
(ホームページアドレス <https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp>)

【紛争解決措置】

- ・東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記中ノ郷信用組合総務部または東京地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者のご希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03-3567-6211	03-3567-2456
受 付 日	月曜日～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く)	月曜日～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く)
受 付 時 間	午前9時～12時、午後1時～5時	午前9時～午後5時

○保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所(電話：03-3286-2648)
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(電話：03-4332-5241)

反社会的勢力に対する基本方針

私ども中ノ郷信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および契約締結の目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣（担当役員 総務部長）の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

尚、金融当局ならびに警視庁の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

障がい等をお持ちの方に配慮した取組みについて

当組合では、障がい等をお持ちの方に配慮した取組みを行っております。

- 視覚障がい者の方に対応したATM（ハンドセット方式）を17店舗に設置しております。

ハンドセット方式とは、音声ガイダンスに従い、電話受話器（ハンドセット）のテンキーを入力して取引手続を行う機能を備えたATMです。

- 自筆が困難な方から代筆依頼があった場合の対応について規程を定めております。

預金取引	代筆の際は代筆者として当組合職員のみを認めており、複数の職員が関与すること、自筆困難な方の意思表示内容や、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。
融資取引	代筆の際は代筆者として同行推定相続人を認めており、複数の職員が関与すること、自筆困難な方の意思表示内容や、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。

- 視覚障がい者の方から代読依頼があった場合の対応について規程を定めております。

代読の際は複数の職員で対応し、個人情報漏えいしないよう配慮すること、複数の職員が関与したことを記録して残すこととしています。

- 視覚障がい者の方の窓口振込手数料を引き下げています。
- 聴覚障がいの方（軽度）や高齢で耳が遠い方の為に全店に助聴器を設置しております。
- 全店舗にコミュニケーションボード及び筆談ボードを設置しております。

「受領証」「預り証」「受取書」の発行について

お客様の現金やお通帳・証書をお守りするため、中ノ郷信用組合はお客様との取引に当たって、下記の手続き手順により対応しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

- (1) 当組合職員が、訪問先でお客様から現金・小切手・通帳・証書・払い戻し請求書等をお預かりする際は、必ず当組合所定の「受領証」「預り証」「受取書」のいずれかをお渡しいたします。お客様は、「受領証」「預り証」「受取書」に記載された内容をご確認の上、必ずお受け取りください。

※当組合職員が、名刺やメモ等でお預かりすることはございません。

- (2) 「受領証」「預り証」「受取書」は後日、現金・通帳・証書等をお受取の際に回収させていただきますので、ご依頼の手続きが終了するまで大切に保管してください。

尚、現金・通帳・証書等をお受取の際は、「受領証」「預り証」「受取書」に記載された内容と同一であるかご確認ください。

万が一「受領証」「預り証」「受取書」が発行されなかった場合など、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先	中ノ郷信用組合 営業推進部
電話番号	03-3622-7138
受付時間	午前9時～午後5時（土・日、祝祭日を除く）

※上記取扱者印には、担当者名及び日付入りの領収印を押印いたします。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

◇ 中小企業の経営支援に関する取組み方針 ◇

● 地域の金融円滑化への取組みについて

当組合は地域社会の発展に貢献するため協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づいて地域の金融円滑化を行っております。中小事業者の皆さまに常に寄り添い、お客様と対話を重ね、ご事情を十分把握し、新規のご融資や貸付条件のご変更等のご相談・お申込みに対しては、コンサルティング機能を発揮し、状況によっては関係する他の金融機関等とも連携を図り、お客様と一緒に抱えている問題や課題の解決に取り組んでおります。

● 態勢整備の状況

当組合では、地域金融機関としてコンサルティング機能を発揮し、お客様の経営改善支援や事業承継のサポートなど課題解決や目的達成などのニーズに合わせたアドバイスや支援を行えるように、外部専門家や外部機関または他の近隣金融機関様とも連携・協力し、地元地域の金融活性・円滑化に取り組んでおります。

(1) 東京都中小企業活性化協議会との連携による取引先支援活動

深刻な状況からの経営改善・支援活動について、経営改善に向けた専門的な支援を行っております。お客様からのご相談を随時、受付しています。

(2) 専門家との連携による経営改善支援活動

年間を通じて中小企業診断士により継続的にご訪問や経営者様と現場での面談を行い、問題や課題解決等のご相談、コンサルティングを行っております。令和7年度は26先の事業者様と延べ85回ご面談し、問題解決に取り組みました。毎期、継続して本活動を行っておりますので、お気軽にお申込み下さい。

(3) 無料経営相談会開催

当組合では、無料経営相談会を毎月開催し、中小企業診断士による、事業者様の経営に関するお悩み等をお気軽にご相談いただいています。令和7年度は各店舗で12回開催し、35先のお客様からご相談をいただきました。相談会は毎年継続して実施しており、開催店舗の日程などの詳細は当組合ホームページをご参照いただくか、各店舗へお問い合わせ下さい。

● 経営支援に関する取組み状況

お取引先の事業者様における、販路拡大を目的とした「しんくみ物産展」への出展サポート、各種補助金・助成金の申請支援、「地域金融機関による事業承継促進事業」をベースとした事業承継のサポートや新たに起業される方の創業資金のお手伝い等、本業支援に取り組んでおります。

(1) 創業・新規事業開拓

当組合では、地元地域におけるスモールビジネス・ソーシャルビジネスの創業・起業希望の方へ積極的に支援を行うため専門家との連携を図り、東京都の「女性・若者・シニア創業サポート融資」を中心に新たな企業創出のご支援に取り組んでまいりました。令和7年度の創業資金については、17件 172百万円の実行対応をさせていただきました。

(2) 成長段階における支援活動

当組合のお客様の売上増大や販路拡大に結びつけるべく「しんくみ食のビジネスマッチング展」などをはじめとする各種イベントや商談会への参加を積極的にすすめてまいりました。また、当組合に6名在籍している融資アドバイザーが各種補助金・助成金申請等のお手伝いをさせていただくなど、お客様の事業運営上のご相談に対し積極的なサポートを行っております。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換への支援

当組合と事業者様が課題を共通の目的として明確に認識することから取組み、課題を解決するきっかけ作りや経営のプラスとなるご支援を継続して行うことを主としております。資金的なご支援だけでなく、長く事業を続けていただくためのアドバイスとして事業承継のご提案なども含め、今後より一層支援を強化し、地域の金融機関としてサポートしてまいります。

貸付条件の変更等の申し込み対応状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：件）

		申し込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
中小企業・事業者様の事業資金等	件数	266	264	0	0	2
個人で住宅資金をご利用の方	件数	11	11	0	0	0

【ご返済等に関するご相談窓口のご案内】

お問い合わせ場所	○営業店のご相談窓口 ○本部のご相談窓口	各営業店 融資部 電話番号 0120-750-034
受付日	当組合の営業日	
受付時間	午前9時～午後5時	

◇ 取組み状況

経営者保証に関するガイドラインへの対応・取組方針について

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

当組合は、お客様と保証契約を締結する場合や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

また、今後は経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図り、経営者保証を求めない可能性や保証に代わる融資手法を活用する可能性及び将来に亘って適用要件が充足すると見込まれる場合などの検討もしてまいります。

○「経営者保証に関するガイドライン」ご相談窓口

担当部署	受付時間	フリーダイヤル
融資部	平日 午前9時～午後5時	0120-750-034

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	36件	132件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.7%	12.9%
保証契約を解除した件数	1件	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関としたものに限る)	0件	0件

金融仲介機能のベンチマーク

当組合は、地域に密着した地域金融機関として社会的責任や使命を果たすべく、地域の活性化につながるお取引先の発展・成長に向けた支援に取り組んでいます。
「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介機能の質の向上に努め、お取引先の皆さまのニーズや課題に応じたご融資やソリューション(解決策)の提供を積極的に進めてまいります。
また、活用したベンチマーク指標や計数は定期的にお客さまに開示し、十分な情報提供に努めてまいります。

▷「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁から公表されたものです。

▷各項目の定義については、当組合の基準により作成しています。

▷採用するベンチマークの項目や計数については、取組み施策の優先度合いや定義の見直し等により今後変動する場合があります。

＜金融仲介機能のベンチマーク＞

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上で相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

【ベンチマーク計数基準日：令和7年3月末】

共通ベンチマーク1

【金融仲介機能】取引先企業の経営改善や成長力の強化

ベンチマーク：金融機関がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数及び融資残高

メイン先数	964先
メイン先の融資残高	586億円

うち経営指標等が改善した先数	270先
上記の融資残高	194億円

※メイン先の定義……金融機関借入のうち、当組合の融資残高がもっとも多い先。

共通ベンチマーク2

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	111先
--------	------

うち好調先	0先
うち順調先	20先
うち不調先	91先

共通ベンチマーク3

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が関与した創業、第二創業の件数

当組合が関与した創業件数	15件
--------------	-----

当組合が関与した第二創業件数	0件
----------------	----

共通ベンチマーク4

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：ライフステージ別の与信先数、及び融資残高

	全与信先	創業期	成長先	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,795先	65先	97先	412先	44先	111先
上記与信先に対する融資残高	782億円	27億円	71億円	272億円	15億円	54億円

※財務データを5期連続で徴求出来ている先を、各ステージごとの集計対象としています。

共通ベンチマーク5

【金融仲介機能】担保・保証依存の融資姿勢からの転換

ベンチマーク：金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高、及び、全与信先数及び融資残高に占める割合

事業性評価に基づく融資を行っている先数	97先
上記の融資残高	8億円

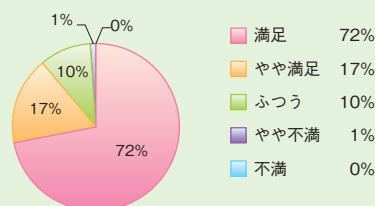
左記計数の全与信先数に占める割合	5.4%
左記計数の全与信先の融資残高に占める割合	1.0%

CS(顧客満足度)アンケート結果

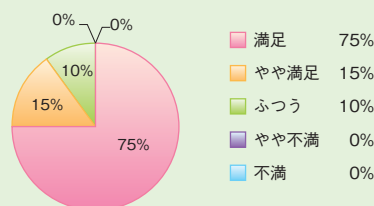
当組合では、お客さまへの更なるサービス向上のため、令和8年2月4日より令和8年2月27日まで、ご来店いただいたお客さまにご協力をお願いし、全店にてアンケートを実施しました。

ご協力いただきました延べ376名のお客様に深く感謝を申し上げますとともに、以下のアンケート結果を踏まえて、より一層、お客さま及び地域の皆さまにご満足いただけるよう、役職員一同努力してまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

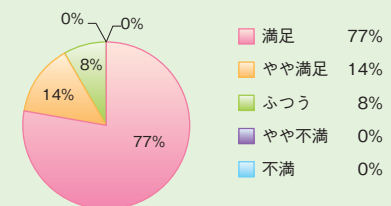
ご来店時の職員の挨拶



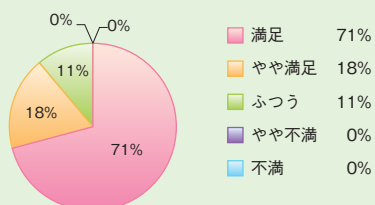
店内の清掃・整頓状況



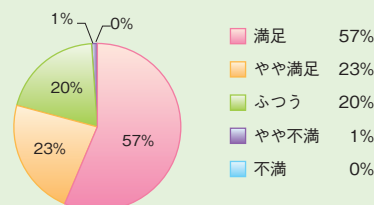
職員の身だしなみ・接客態度



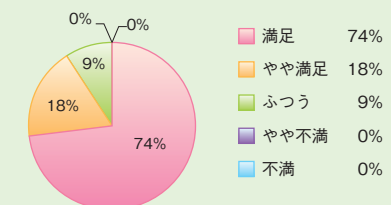
説明のわかりやすさ



窓口での待ち時間



総合的な満足度



※各数値(%)は小数点以下を端数処理しています。

日本政策金融公庫 江東支店と「危機事象発生における業務連携の覚書」を締結しました

令和7年11月26日、日本政策金融公庫 江東支店と「危機事象発生における業務連携の覚書」を締結しました。

近年頻発している自然災害の発生や外部からのサーバー攻撃等、危機事象の発生時に備え、万が一一大規模災害などが発生した場合の災害復興時に協力・連携して地域の中小企業・小規模事業者の切れ目なく金融サービスを提供し、迅速な資金繰り支援により災害復旧に寄与することを目的とした覚書となります。



特殊詐欺被害防止に向けた取組み

当組合では、振り込め詐欺などの特殊詐欺によるお客様への被害を未然に防止するため地元警察署と協力し、窓口で高額な現金のお引出しやお振込みを希望されるご高齢のお客様に、資金使途の確認をするなどして特殊詐欺防止対策を行っております。

令和7年度においては、お客様のちょっとした様子の違いに対する気づきや、職員同士の連携した迅速な対応により、特殊詐欺被害を未然に防止することができました。

詐欺による被害は依然として後を絶ちませんが、当組合はお客様の大切なご預金をお守りするため、職員一人ひとりがお客様のご様子の小さな違いに気づけるよう、これからもお客様との信頼関係の構築に努めるとともに、警察署と連携して被害の未然防止に取り組んでまいります。お客様のご理解とご協力をお願いいたします。



なかのどうの事業者支援活動

地域金融機関として、お客様を取り巻く環境の急速な変化により多様化した困りごとの解決に向けた相談や提案を行っております。お客様がより良い事業活動が行えるよう、当組合がトータルサポートさせていただきます。また、各営業店では経験豊富な専任コンサルタント（中小企業診断士）が経営者のお悩みにお答えする「無料経営相談会」を定期的に開催しております。



無料経営相談会
開催日程はこちら



第67回なかのどうグルメ会を開催しました

令和7年10月、第67回なかのどうグルメ会を浅草雷門から程近い「茶寮一松」で開催しました。ご参加いただいた90名のお客様には、観光客で賑わう浅草の喧騒を忘れ、国の登録有形文化財に指定されている伝統和風建築の古き良き和のお部屋で、庭園を鑑賞しながら四季折々の会席料理をご堪能いただきました。



明治座観劇会を開催しました

令和8年1月、「松平健×コロッケ45周年特別公演」明治座観劇会を開催しました。全店より128名のお客様にお越しいただきました。第一部は痛快時代劇「暴れん坊将軍～狙われた将軍～」、第二部は豪華絢爛な「マツケン・コロッケのゴールデンパラダイスショー」をお楽しみいただき、お客様には大変好評でした。



第40回 なかのごう年金旅行を開催しました

令和7年11月10日から11月14日にかけて「堂ヶ島ニュー銀水に泊まる 伊豆半島1泊2日の旅」と題し、なかのごう年金旅行を開催しました。4班あわせて112名のお客様にご参加いただき、駿河湾に沈むきれいな夕陽やショッピング等、晩秋の伊豆路をお楽しみいただきました。



第41回 なかのごう日帰り年金旅行を開催しました

令和8年2月18日から2月20日にかけて「神社参拝と文化を楽しむ秩父めぐり日帰り旅行」と題し、なかのごう年金旅行を開催しました。3班で合計83名のお客様にご参加いただき、宝登山神社への参拝、小松沢レジャー農園でのいちご狩り、武甲酒造の酒蔵見学など早春の秩父路をお楽しみいただきました。

「1泊旅行は無理だが日帰り旅行であれば参加してみたい」などのお客様の声を反映した日帰り開催となりました。



なかのごうの年金サービス・特典

当組合を年金受給口座としてご指定いただいているお客様に様々なサービスや特典をご用意しております。大切な年金のお受け取りは是非、当組合をご指定ください。既にほかの金融機関で年金をお受け取りになっている方もなかのごうの口座へ変更できますのでご相談ください。また、当組合では年金アドバイザーによる「年金相談会」を定期的を開催しております。年金制度に関するご相談や質問等がございましたら、お気軽にご来店ください。



年金相談会
開催日程はこちら



営業店の活動・サークル活動状況等

中ノ郷信用組合は、創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に役職員の全力を結集し、地域最良の金融機能の発揮に努め、地域の皆さま、組合員の皆さまと共に歩んでまいりました。「人と人とのつながり」を大切に、皆さまと役職員の双方が顔を知っている“お互いの顔が見える間柄”を目指し、皆さまへホールやロビーの開放を行っている他、各種サークル活動や経営懇話会の開催など、交流の場としてもご活用いただいております。

また、役職員が地域のお祭りやイベントなどに参加して地域活性化に積極的に取り組み、豊かで住みよい地域社会を実現させるお手伝いをしております。当組合は今後も地域に根差した金融機関として、地域社会の持続的発展に寄与していくために様々な取り組みを行ってまいります。



本店 懇話会 渡辺専務理事



本店 牛嶋神社祭礼



寺島支店 サークル「メロンの会」



葛飾支店 梅田稲荷神社例大祭



葛飾支店 立石さくらまつり



滝野川支店 北郷会（ゴルフ会）



大森支店 中ノ郷大森懇話会



大森支店 なかのごうゴルフ会



鐘ヶ淵支店 中睦町会餅つき大会



石原支店 郷球会（ゴルフ会）



堀切支店 氷川神社節分祭



堀切支店 堀切大風揚げ大会



立花支店 墨友会（ゴルフ会）



南小岩支店 南郷会（ゴルフ会）



立石支店 本田町会餅つき会



新小岩支店 花壇バラ移植作業



新小岩支店 奥戸一丁目町会盆踊り大会



小石川支店 文京さくらまつり



小石川支店 ゴルフ会



江戸川橋支店 中ノ郷会（ゴルフ会）



板橋支店 はすねロータス商店会年末感謝祭



三崎町支店 町会歳末夜警



三崎町支店 神田三崎町町会こども祭り



京橋支店 湊三丁目町会餅つき大会

地域の皆さまの作品を展示したアート展を開催しております

当組合では、各営業店のロビーにて随時、地域の皆さまの作品を展示したアート展を開催しております。地域の皆さまとのつながりを大切にし、ご来店いただいたお客さまにも楽しんでいただけるよう、努めています。



大森支店



石原支店



立石支店



新小岩支店

SDGsへの取り組み

当組合は、創業精神である『なかのこうのちかい』のもと、金融業務にとどまらず、環境、文化・教育、福祉、防犯など、地域社会の発展のために様々な取り組みを行っております。

SDGsへの取り組みにつきましては、「中ノ郷信用組合 SDGs宣言」を令和2年10月に策定し、当組合のホームページ等で公表しており、今後も積極的に地域経済の発展と持続的な成長に貢献していきます。



1. 地域経済の活性化



財務・税務コンサルティングサポート
TKC東・東京会との連携



「しんくみ食のビジネスマッチング展」
による販路開拓支援



他、事業性評価に基づく融資・支援推進、創業支援のための融資取組み、「新現役交流会」による人材マッチングの取組みなど

2. 地域社会への貢献



店舗周辺の清掃活動



地域行事への参加



他、認知症サポーターの育成、献血運動への参加、チャリティー型飲料自動販売機設置による子供の貧困対策支援など

3. 環境保全に対する取り組み



ペットボトルキャップ回収
リサイクルの取組み



環境配慮型金融商品の取扱い推進



他、環境認証制度（エコアクション21）の全店舗取得、節電・省エネルギーへの積極的取組み、クールビズの実施など

4. 人材育成への取組み

- ・プロセス評価の導入を含めた人事考課制度の見直し
- ・各種資格取得・検定試験に向けた奨励・支援ならびに内外研修への参加・実施
- ・女性活躍推進法に基づいた女性職員の雇用環境整備の推進



昭和 3年	6月	中ノ郷質庫信用組合設立認可 預金2千円・貸出金8千円
13年	3月	寺島支部質庫業務開始
22年 25年	6月 3月	滝野川支部業務開始 中小企業等協同組合法に基づき信用 協同組合と改称
30年 33年 37年	5月 3月 8月	大森支部業務開始 預金9億円・貸出金7億円 中ノ郷信用組合と改称
40年 46年 48年	3月 6月 4月	葛飾支店開設 質業務廃止 本店新築落成
53年 55年 59年	12月 12月 9月	預金338億円・貸出金288億円 鐘ヶ淵支店開設 石原支店開設
61年	11月 12月	自営オンライン開始 預金500億円・貸出金370億円
平成 3年 6年 7年 8年	7月 4月 3月 4月 9月 1月	堀切支店開設 日本銀行歳入復代理店業務開始 墨田信用組合(2店舗)と合併(10店舗) 寺島支店新築落成 住宅金融公庫代理業務開始 NHK総合テレビに放映される 外部監査法人と契約締結
10年 16年 17年	12月 10月 8月	預金1,000億円・貸出金600億円 SKC共同オンラインシステムへ移行 リレーショナルシップバンキングの機 能強化計画の進捗状況開示
18年	12月 10月	地域密着型金融の進捗状況をHP開示 葛飾商工信用組合(4店舗)と合併 (12店舗2出張所)
19年	3月	預金1,301億円・貸出金552億円
21年	10月	城北信用組合(5店舗)と合併 (17店舗2出張所)
22年 23年	3月 10月	預金1,798億円・貸出金878億円 環境省エコアクション21の認証を全 店舗取得
25年 27年 29年	2月 11月 3月	「中ノ郷でんさいサービス」開始 立花支店新築落成 「個人・法人向けインターネットバン キングサービス」開始
29年	4月	「マルチペイメントネットワーク(ペ イジー)」開始
30年	1月 〃	金町出張所を閉鎖し葛飾支店に統合 綾瀬出張所を閉鎖し堀切支店に統合
令和 2年 3年 4年 4年 5年 〃 6年 7年	10月 2月 1月 4月 5月 〃 7月 8月 2月	SDGs宣言 「しんくみ口座開設アプリ」取扱開始 葛飾支店新築落成 「しんくみ相続信託」取扱開始 預金2,000億円・貸出金950億円 SKC第7次システム稼働 新小岩支店新築落成 南小岩支店新築落成 預金2,031億円・貸出金1,000億円

財務諸表

貸借対照表	21
貸借対照表の注記事項	23
損益計算書	27
剰余金処分計算書	28
報酬体系について	
「経営者責任に関する確認書」及び「外部監査の状況」	29
監査の状況	
主要な業務の状況を示す指標	30
業務粗利益及び業務純益等	
経費の内訳	
その他業務収益の内訳、受取利息及び支払利息の増減	
役務取引の状況	
1店舗あたり(職員1人あたり)預金・貸出金残高	
主要な経営指標の推移	31
総資産利益率、総資金利鞘等	
預貸率及び預証率	
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	
預金に関する指標	32
預金種目別平均残高	
定期預金種類別残高	
預金者別預金残高、財形貯蓄残高	
貸出金等に関する指標	
貸出金業種別残高・構成比	
貸出金金利区分別残高	33
貸出金使途別残高	
貸出金種類別平均残高	
協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	
担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	34
住宅ローン・消費者ローン残高	
貸倒引当金の内訳、貸出金償却額	
有価証券に関する指標	
有価証券種類別残存期間別残高	
有価証券種類別平均残高	
有価証券の時価情報	35
満期保有目的の債券、その他有価証券	
市場価格のない株式等及び組合出資金	
その他業務	36
代理貸付残高の内訳、内国為替取扱実績	
その他の項目、子会社の状況	
主要な事業の内容	
自己資本の充実の状況	
Ⅰ. 定性的な開示事項	
1. 自己資本調達の手段の概要	
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	37
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
7. CVAリスクに関する事項	
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	
10. 金利リスクに関する事項	
Ⅱ. 自己資本の構成に関する開示事項	38
Ⅲ. 定量的な開示事項	39
1. 自己資本の充実度に関する事項	
2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	40
(1)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	
(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	
(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	41
(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	42
(6)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	44
3. 信用リスク削減手法に関する事項	
4. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
5. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
6. 金利リスクに関する事項	

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

預け金

余剰資金の運用として他の金融機関（主に系統金融機関）へ預けている預金です。
全国信用協同組合連合会への預け金比率は95.4%です。

貸出金

組合員の方々へお使いいただいている資金です。

未決済為替貸

他の金融機関からの為替取引において、為替通知を受信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間、当組合が一時的に立替えておく勘定科目です。

未収収益

貸出金、預け金、有価証券などの利息で未受取となっているもののうち、決算において該当年度分の収益として計上した金額です。

債務保証見返

お客様へのご融資等（代理貸付）を保証した場合、そのお客様に対する求償権の金額です。

貸倒引当金

ご融資した貸出金のうち、将来予想される貸倒れに備え、あらかじめ引当てている金額です。

科 目	金 額	
(資産の部)	令和6年度	令和7年度
現 金	2,733,975	2,683,452
預 け 金	40,137,729	42,964,187
有価証券	67,430,167	62,086,687
国 債	15,047,930	13,986,750
地方債	10,354,902	8,711,067
社 債	25,140,303	23,562,796
株 式	188,383	206,197
その他の証券	16,698,648	15,619,875
貸 出 金	100,587,172	106,416,644
割引手形	347,932	305,070
手形貸付	4,793,989	2,871,235
証書貸付	94,439,768	102,286,244
当座貸越	1,005,481	954,093
その他資産	1,888,549	1,962,769
未決済為替貸	21,399	37,899
全信組連出資金	1,351,000	1,351,000
前払費用	5,003	4,103
未収収益	258,795	310,141
その他の資産	252,350	259,624
有形固定資産	4,685,238	4,664,137
建物	1,365,257	1,328,994
土地	3,032,342	3,032,342
リース資産	56,622	64,404
その他の有形固定資産	231,015	238,395
無形固定資産	13,417	12,309
ソフトウェア	3,855	2,731
その他の無形固定資産	9,562	9,578
繰延税金資産	875,609	847,116
債務保証見返	26,300	19,847
貸倒引当金	△ 1,413,083	△ 1,132,595
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,348,887)	(△ 1,056,040)
資産の部合計	216,965,078	220,524,557

(単位：千円)

科 目	金 額	
(負債の部)	令和6年度	令和7年度
預金積金	202,656,498	205,792,762
当座預金	2,236,927	2,139,290
普通預金	79,030,043	79,261,609
通知預金	30,603	30,603
定期預金	112,858,168	115,373,537
定期積金	7,927,239	8,438,825
その他の預金	573,516	548,895
その他負債	596,937	686,395
未決済為替借	40,393	30,628
未払費用	98,538	250,080
給付補填備金	8,234	13,001
未払法人税等	61,984	15,044
前受収益	79,564	75,159
払戻未済金	35,759	18,952
払戻未済持分	5,457	2,721
職員預り金	106,207	97,453
リース債務	60,522	69,786
その他の負債	100,275	113,567
賞与引当金	117,094	116,474
退職給付引当金	204,110	194,390
役員退職慰労引当金	90,700	100,700
偶発損失引当金	1,527	8,358
睡眠預金払戻損失引当金	17,750	11,345
再評価に係る繰延税金負債	414,662	414,662
債務保証	26,300	19,847
負債の部合計	204,125,581	207,344,935
(純資産の部)		
出資金	3,414,567	3,411,751
普通出資金	1,311,567	1,308,751
その他の出資金	2,103,000	2,103,000
利益剰余金	10,667,322	10,996,661
利益準備金	1,972,211	2,027,593
その他利益剰余金	8,695,110	8,969,067
特別積立金	7,700,000	8,050,000
(目的積立金)	(2,150,000)	(2,300,000)
当期末処分剰余金	995,110	919,067
組合員勘定合計	14,081,889	14,408,412
その他有価証券評価差額金	△ 1,845,829	△ 1,832,227
土地再評価差額金	603,435	603,435
評価・換算差額等合計	△ 1,242,393	△ 1,228,791
純資産の部合計	12,839,496	13,179,621
負債及び純資産の部合計	216,965,078	220,524,557

預金積金

お客様からお預かりしている預金です。

未決済為替借

他の金融機関あての為替取引において、為替通知を発信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間、その資金を一時的にお預かりしておく勘定科目です。

給付補填備金

定期積金の給付補填金(利息相当分)を積立立てにおいて満期支払いの際に元本に合算するための準備金で、期末までに発生している給付補填金の所要額(未払利息相当額)を留保しているものです。

債務保証

代理貸付において、当組合が債権者に対して負っている保証すべき金額です。

●貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、其他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

	合併前中ノ郷	合併前葛飾商工	合併前城北	計
再評価を行った年月日	平成14年3月31日	平成10年3月31日	平成10年3月31日	
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,018百万円	149百万円	316百万円	1,484百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,715百万円	388百万円	399百万円	2,502百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～47年 その他 3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- 貸倒引当金は、当組合が定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、振込等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行业務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等（繰延消費税額等）は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、貸倒引当金であります。
(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 1,132百万円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
①算出方法
貸倒引当金の算出方法については、上記7.に記載しております。
②主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、業種特性や地域経済動向を踏まえ貸出先の実績、財務内容、返済能力等を評価し将来業績の見通しを行っております。
③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
当該見積りは、貸出先の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受ける可能性があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会を開催し、審議・報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会へ定期的に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。このうち、財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、財務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託、「貸出金」、及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは「分散共分散法」（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当組合の市場リスク量は、全体で2,504百万円です。なお、当組合では基準月末のバランスシートをベースとして、基準日以降の日毎の市場金利とボラティリティをスライドすることにより現在価値の変化パターンを複数捉える方法となっています。ただしVaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式及び全信組連出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	42,964	42,800	△ 163
(2) 有価証券	62,005	61,462	△ 543
満期保有目的の債券	3,000	2,456	△ 543
その他有価証券	59,005	59,005	—
(3) 貸出金（*1）	106,416		
貸倒引当金（*2）	△ 1,132		
	105,284	105,786	502
金融資産計	210,254	210,050	△ 203
(1) 預金積金（*1）	205,792	205,140	△ 652
金融負債計	205,792	205,140	△ 652

（*1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*)	80
全 信 組 連 出 資 金 (*)	1,351

(*) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金 (*)	31,114	11,850	—	—
貸 出 金	12,276	15,085	10,018	69,035
合 計	43,391	26,935	10,018	69,035

(*) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金 (*)	178,830	26,962	—	—
合 計	178,830	26,962	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下 22. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

[時価が貸借対照表計上額を超えるもの]

	貸借対照表計上額	時価	差額
そ の 他	100百万円	101百万円	1百万円
小 計	100	101	1

[時価が貸借対照表計上額を超えないもの]

	貸借対照表計上額	時価	差額
債 券	300百万円	224百万円	△ 75百万円
社 債	300	224	△ 75
そ の 他	2,600	2,130	△ 469
小 計	2,900	2,355	△ 544
合 計	3,000	2,456	△ 543

(3) 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

[貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの]

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	81百万円	71百万円	9百万円
債 券	2,756	2,744	11
国 債	204	201	2
地 方 債	1,548	1,542	6
社 債	1,003	1,000	3
そ の 他	6,892	5,999	892
小 計	9,730	8,816	914

[貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの]

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	43百万円	49百万円	△ 5百万円
債 券	43,204	46,122	△ 2,918
国 債	13,782	14,777	△ 995
地 方 債	7,162	7,949	△ 786
社 債	22,259	23,395	△ 1,136
そ の 他	6,027	6,584	△ 557
小 計	49,275	52,757	△ 3,481
合 計	59,005	61,573	△ 2,567

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
5,791百万円	567百万円	1,409百万円

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債 国 地 方 社 の 合	券 債 債 債 他 計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		1,937百万円	23,068百万円	15,506百万円	8,353百万円
		—	4,300	8,100	2,600
		337	4,970	2,206	1,953
		1,600	13,798	5,200	3,800
		400	2,304	1,900	3,200
		2,337	25,372	17,406	11,553

22. 当期中に減損処理を行った有価証券はありません。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、「貸出金」、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに「債務保証見返」の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,760 百万円
危険債権額	2,087
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	790
合計額	5,639

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は305百万円であります。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,660百万円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額 2,595百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰 延 税 金 資 産	
その他有価証券評価差額	734百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	281
退職給付引当金	55
固定資産減損損失	40
賞与引当金	33
役員退職慰労引当金	28
減価償却超過額	12
そ の 他	14
繰延税金資産 小 計	1,202
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 355
評価性引当額 小 計	△ 355
繰延税金資産 合 計	847
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	847百万円

28. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,500 百万円
	有価証券	389 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	— 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引、当座貸越及び日本銀行歳入復代理店取引のために、預け金1,703百万円を担保として提供しております。

29. 出資1口当たり純資産額 503 円 51 銭

30. その他の出資金2,103百万円は、平成21年10月13日に行った旧城北信用組合との合併により承継した優先出資金のうち132百万円を平成22年6月30日に、1,971百万円を令和5年10月31日に協同組織金融機関の優先出資金に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資金からその他の出資金に振替えたものであります。

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

資金運用収益

お客様からお預かりした資金（預金）を、貸出金・有価証券・預け金等で運用して受け取った利息や配当金による収益の額です。

役務取引等収益

為替手数料や口座振替手数料、土地賃貸料などの収益です。

貸倒引当金戻入益

前期末の決算で計上した貸倒引当金のうち、当期末の決算で引当超過分を戻し入れた収益です。

償却債権取立益

過年度において貸倒れとして償却した貸出金や利息を回収した金額です。

資金調達費用

事業活動に必要な資金を調達するために要した費用です。主に、お客様へお支払いした預金利息です。

給付補填備金繰入額

定期積金の所要給付補填金を留保するために計上した利息相当額です。

法人税等調整額

税効果会計基準の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額です。

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	4,001,176	4,770,107
資金運用収益	3,283,548	3,717,392
貸出金利息	2,112,044	2,418,764
預け金利息	92,725	205,690
有価証券利息配当金	1,029,921	1,050,259
その他の受入利息	48,857	42,678
役務取引等収益	171,418	159,843
受入為替手数料	46,976	45,680
その他の役務収益	124,442	114,162
その他業務収益	81,144	134,519
国債等債券売却益	64,255	113,735
国債等債券償還益	180	24
その他の業務収益	16,708	20,759
その他経常収益	465,064	758,351
貸倒引当金戻入益	262,018	242,892
償却債権取立益	126	12
株式等売却益	172,249	453,306
その他の経常収益	30,670	62,140
経常費用	3,404,986	4,357,076
資金調達費用	180,063	417,326
預金利息	173,632	407,348
給付補填備金繰入額	5,398	8,956
その他の支払利息	1,032	1,021
役務取引等費用	82,683	86,575
支払為替手数料	13,013	12,831
その他の役務費用	69,669	73,744
その他業務費用	829,250	1,489,794
国債等債券売却損	824,515	1,409,392
国債等債券償還損	1,938	79,253
その他の業務費用	2,796	1,147
経費	2,292,029	2,319,941
人件費	1,437,637	1,422,026
物件費	717,924	754,227
税金	136,467	143,687
その他経常費用	20,960	43,438
その他の経常費用	20,960	43,438
経常利益	596,189	413,030
特別利益	134,425	1,626
固定資産処分益	37,078	1,626
その他の特別利益	97,347	—
特別損失	48,898	2,649
固定資産処分損	48,898	2,649
税引前当期純利益	681,716	412,007
法人税、住民税及び事業税	132,985	29,364
法人税等調整額	△ 5,085	13,325
法人税等合計	127,900	42,689
当期純利益	553,816	369,318
繰越金(当期首残高)	514,843	549,749
土地再評価差額金取崩額	△ 73,549	—
当期末処分剰余金	995,110	919,067

●損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 14 円 00 銭
3. 収益を理解する基礎となる情報は、貸借対照表の注記において記載しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	995,110	919,067
剰余金処分額	445,361	376,101
普通出資に対する配当金	(年3%の割合) 39,979	(年3%の割合) 39,170
利益準備金	55,381	36,931
特別積立金	200,000	200,000
目的積立金	150,000	100,000
(経営合理化積立金)	(150,000)	(100,000)
繰越金(当期末残高)	549,749	542,966

利益準備金

法令により、出資の総額に達するまで毎事業年度の剰余金より積み立てることが義務付けられているものです。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時の総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	115	180
監 事	24	30
合 計	139	210

注 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、当年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、当年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

4. 当組合には、連結子法人等はありません。

「経営者責任に関する確認書」及び「外部監査の状況」

確 認 書

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第98期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係わる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月19日

中ノ郷信用組合

理事長

吉川 洋之

監査の状況

監事の監査報告書謄本

謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第98期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 計算書類及びその附属明細書は、信用組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 剰余金処分案は法令及び定款に適合しているものと認めます。

令和8年5月27日

中ノ郷信用組合

常勤監事 芦田 浩

監 事 葭葉 裕子

監 事 堀江 知洋

(注) 監事 堀江 知洋は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため、会計監査人による会計監査の義務付けはありませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書につきましては、E・Y新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務純益等 (単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	3,103	3,300
資金運用収益	3,283	3,717
資金調達費用	180	417
役務取引等収支	88	73
役務取引等収益	171	159
役務取引等費用	82	86
その他の業務収支	△ 748	△ 1,355
その他業務収益	81	134
その他業務費用	829	1,489
業務粗利益	2,444	2,018
業務粗利益率	1.14%	0.94%
業務純益	187	△ 264
実質業務純益	187	△ 264
コア業務純益	949	1,110
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	949	1,110

(注) 1. 資金調達費用における、金銭の信託運用見合費用はありません。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人件費	1,437	1,422
報酬・給料・手当	1,165	1,171
退職給付費用	38	38
その他	232	211
物件費	717	754
事務費	304	322
固定資産費	124	129
事業費	93	93
人事厚生費	20	22
有形固定資産償却	145	155
無形固定資産償却	1	1
その他	28	29
税金	136	143
経費合計	2,292	2,319

その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国債等債券売却益	64	113
国債等債券償還益	0	0
その他の業務収益	16	20
その他業務収益合計	81	134

受取利息及び支払利息の増減 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	119	433
支払利息の増減	81	237

役務取引の状況 (単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	171	159
受入為替手数料	46	45
その他の受入手数料	115	113
その他の役務取引等収益	8	0
役務取引等費用	82	86
支払為替手数料	13	12
その他の支払手数料	11	20
その他の役務取引等費用	57	53

職員1人あたり預金・貸出金残高 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
職員1人当たり預金残高	1,206	1,262
職員1人当たり貸出金残高	598	652

1店舗あたり預金・貸出金残高 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
1店舗当たり預金残高	11,920	12,105
1店舗当たり貸出金残高	5,916	6,259

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	3,301	3,363	3,211	3,489	4,001	4,770
経常利益	680	612	507	688	596	413
当期純利益	582	457	373	454	553	369
預金積金残高	191,871	199,515	198,504	202,057	202,656	205,792
貸出金残高	88,980	91,699	94,994	96,984	100,587	106,416
有価証券残高	78,724	78,091	73,419	70,884	67,430	62,086
総資産額	217,095	224,851	219,299	219,139	216,965	220,524
純資産額	19,531	19,032	17,694	13,957	12,839	13,179
自己資本比率(単体)	14.24%	13.99%	14.27%	10.97%	10.66%	10.29%
出資総額	3,479	3,450	3,434	3,436	3,414	3,411
うち普通出資額	1,376	1,347	1,331	1,333	1,311	1,308
うち優先出資額	1,971	1,971	1,971	—	—	—
出資総口数	32,789,280口	32,210,562口	31,892,107口	26,675,989口	26,231,354口	26,175,036口
うち普通出資口数	27,533,280口	26,954,562口	26,636,107口	26,675,989口	26,231,354口	26,175,036口
うち優先出資口数	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口	—	—	—
出資に対する配当金	49	44	44	40	39	39
うち普通出資に対する配当金	45	41	40	40	39	39
うち優先出資に対する配当金	3	3	3	—	—	—
職員数	184人	181人	181人	178人	168人	163人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。 2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

総資産利益率

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.27	0.18
総資産当期純利益率	0.25	0.16

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回(A)	1.54	1.74
資金調達原価率(B)	1.19	1.32
総資金利鞘(A)－(B)	0.35	0.42

(注)1. 資金運用利回＝ $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率＝ $\frac{\text{資金調達費用－金銭信託等運用見合費用＋経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

預貸率及び預証率

(単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度
預貸率	期 末	49.63	51.71
	期中平均	47.79	50.31
預証率	期 末	33.27	30.16
	期中平均	34.77	33.22

(注)1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

科 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	213,215	3,283	1.54	212,944	3,717	1.74
貸 出 金	96,994	2,112	2.17	102,348	2,418	2.36
預 け 金	44,295	92	0.20	41,664	205	0.49
有 価 証 券	70,573	1,029	1.45	67,580	1,050	1.55
資金調達勘定	203,682	180	0.08	203,511	417	0.20
預 金 積 金	202,942	179	0.08	203,409	416	0.20

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(6年度 20百万円、7年度 8百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	80,240	39.54	81,219	39.93
定期性預金	122,702	60.46	122,190	60.07
その他の預金	—	—	—	—
合 計	202,942	100.00	203,409	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
固定金利定期預金	112,448	115,026
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	409	347
合 計	112,858	115,373

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	172,719	85.23	173,456	84.29
法人	29,936	14.77	32,336	15.71
一般法人	29,917	14.76	32,323	15.71
金融機関	0	0.00	7	0.00
公 金	19	0.01	6	0.00
合 計	202,656	100.00	205,792	100.00

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
財形貯蓄残高	9	10

貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	8,129	8.1	9,793	9.2
農業、林業	1	0.0	0	0.0
建設業	4,035	4.0	4,564	4.3
電気、ガス、熱供給、水道業	365	0.4	441	0.4
情報通信業	881	0.9	1,164	1.1
運輸業、郵便業	3,041	3.0	2,590	2.4
卸売業、小売業	4,955	4.9	5,771	5.4
金融業、保険業	146	0.1	6	0.0
不動産業	47,358	47.1	50,814	47.8
(不動産賃貸業)	(21,409)	(22.5)	(24,471)	(22.9)
物品賃貸業	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	548	0.5	775	0.7
宿泊業	646	0.6	189	0.2
飲食業	2,280	2.3	2,149	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	856	0.9	979	0.9
教育、学習支援業	685	0.7	799	0.8
医療、福祉	74	0.1	196	0.2
その他のサービス	5,272	5.2	4,526	4.3
その他の産業	179	0.2	307	0.3
小 計	79,460	79.0	85,072	79.9
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	21,132	21.0	21,344	20.1
合 計	100,592	100.00	106,416	100.00

(注) 1.漁業、鉱業、砕石業、砂利採取業は該当がなく、掲載しておりません。 2.個人の不動産賃貸業関連貸出は不動産業へ含んでおります。
3.業種別区分は日本標準分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金金利区分別残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固定金利貸出	28,289	30,642
変動金利貸出	72,302	75,774
合 計	100,592	106,416

貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運 転 資 金	27,608	27.45	30,971	29.10
設 備 資 金	72,984	72.55	75,444	70.90
合 計	100,592	100.00	106,416	100.00

貸出金種類別平均残高 (単位：百万円、%)

科 目				令和6年度		令和7年度	
				金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形				393	0.40	332	0.32
手 形 貸 付				5,458	5.63	3,641	3.56
証 書 貸 付				90,323	93.13	97,612	95.37
当 座 貸 越				819	0.84	762	0.75
合 計				96,994	100.00	102,348	100.00

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)／(A)	引当率 (C)／(A－B)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和6年度	2,775	1,577	1,198	100.00	100.00
	令和7年度	2,760	1,761	999	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年度	4,108	3,279	150	83.47	18.09
	令和7年度	2,087	1,786	56	88.26	18.60
要 管 理 債 権	令和6年度	953	835	16	89.30	13.56
	令和7年度	791	716	8	91.53	10.67
	三 月 以 上 延 滞 債 権	0	0	0	0.00	0.00
	令和7年度	0	0	0	0.00	0.00
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	953	835	16	89.30	13.55
	令和7年度	790	716	8	91.65	10.67
小 計	令和6年度	7,837	5,691	1,364	90.02	63.56
	令和7年度	5,639	4,263	1,063	94.45	77.25
正 常 債 権	令和6年度	92,825				
	令和7年度	100,848				
合 計	令和6年度	100,662				
	令和7年度	106,487				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、(1、2及び3に掲げるものを除く)です。
- 7.「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位：百万円、%)

区 分		金額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和6年度	1,839	1.82	—
	令和7年度	1,658	1.56	—
有 価 証 券	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
動 産	令和6年度	6	0.01	—
	令和7年度	0	0.00	—
不 動 産	令和6年度	79,898	72.46	17
	令和7年度	83,810	78.75	15
小 計	令和6年度	81,744	81.26	17
	令和7年度	85,469	80.31	15
信用保証協会・ 信用 保 険	令和6年度	7,751	7.70	—
	令和7年度	6,682	6.28	—
保 証	令和6年度	2,039	2.02	—
	令和7年度	2,680	2.52	—
信 用	令和6年度	9,056	9.00	8
	令和7年度	11,584	10.89	4
合 計	令和6年度	100,592	100.00	26
	令和7年度	106,417	100.00	19

住宅ローン・消費者ローン残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
住 宅 ロ ー ン	7,975	91.56	8,238	92.31
消 費 者 ロ ー ン	735	8.44	686	7.69
合 計	8,710	100.00	8,924	100.00

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	64	△92	76	12
個 別 貸 倒 引 当 金	1,348	△261	1,056	△292
貸 倒 引 当 金 合 計	1,413	△353	1,132	△280

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係わる引当は行っておりません。

貸出金償却額 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

有価証券に関する指標

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めが ないもの	合 計
国 債	令和6年度	—	708	8,115	6,223	—	15,047
	令和7年度	—	4,236	7,685	2,063	—	13,986
地 方 債	令和6年度	749	5,379	2,524	1,701	—	10,354
	令和7年度	338	4,854	2,082	1,436	—	8,711
社 債	令和6年度	2,398	11,511	5,261	5,673	294	25,140
	令和7年度	1,597	13,444	4,671	3,554	295	23,562
株 式	令和6年度	—	—	—	—	188	188
	令和7年度	—	—	—	—	206	206
外 国 証 券	令和6年度	399	1,576	2,323	3,708	—	8,007
	令和7年度	399	2,150	1,787	2,975	—	7,312
そ の 他 の 証 券	令和6年度	—	429	—	—	8,261	8,691
	令和7年度	—	104	—	—	8,203	8,307
合 計	令和6年度	3,547	19,605	18,224	17,308	8,744	67,430
	令和7年度	2,335	24,789	16,227	10,029	8,704	62,086

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	16,451	23.31	15,226	22.53
地 方 債	10,636	15.07	10,257	15.18
社 債	26,483	37.53	25,380	37.56
株 式	156	0.22	177	0.26
外 国 証 券	8,383	11.88	8,153	12.06
そ の 他 の 証 券	8,462	11.99	8,385	12.41
合 計	70,573	100.00	67,580	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	100	103	3	100	101	1
	小 計	100	103	3	100	101	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	300	249	△ 50	300	224	△ 75
	そ の 他	2,600	2,272	△ 327	2,600	2,130	△ 469
	小 計	2,900	2,522	△ 377	2,900	2,355	△ 544
合 計		3,000	2,625	△ 374	3,000	2,456	△ 543

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	98	68	29	81	71	9
	債 券	12,483	12,263	219	2,756	2,744	11
	国 債	5,296	5,197	99	204	201	2
	地 方 債	3,120	3,051	68	1,548	1,542	6
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,066	4,014	51	1,003	1,000	3
	そ の 他	7,046	6,422	623	6,892	5,999	892
	小 計	19,627	18,754	872	9,730	8,816	914
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	8	10	△ 1	43	49	△ 5
	債 券	37,760	40,516	△ 2,756	43,204	46,122	△ 2,918
	国 債	9,751	11,193	△ 1,442	13,782	14,777	△ 995
	地 方 債	7,234	7,715	△ 480	7,161	7,949	△ 786
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	20,774	21,607	△ 833	22,259	23,395	△ 1,136
	そ の 他	6,952	7,663	△ 710	6,027	6,584	△ 557
	小 計	44,721	48,190	△ 3,468	49,275	52,757	△ 3,481
合 計		64,349	66,945	△ 2,595	59,005	61,573	△ 2,567

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (* 1)	80	80
全 信 組 連 出 資 金 (* 2)	1,351	1,351
合 計	1,431	1,431

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(※2) 全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
全国信用協同組合連合会	21	34.81	15	40.80
株式会社商工組合中央金庫	0	0.00	0	0.00
株式会社日本政策金融公庫	7	11.88	6	16.03
独立行政法人住宅金融支援機構	21	34.43	14	38.04
独立行政法人中小企業基盤整備機構	11	18.88	2	5.13
合 計	60	100.00	37	100.00

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	92,409	76,894	95,756	97,640
	他の金融機関から	123,212	86,155	131,715	109,030
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	4	1	—	—

その他の項目

●商品有価証券の種類別平均残高

●外貨建資産残高

●公共債窓販売実績

以上該当ありません。

●オプション取引の時価情報

●外国為替取扱高

●公共債引受額

●オフバランス取引の状況

●先物取引の時価情報

子会社の状況

当組合には「子会社」はありません。

主要な事業の内容

A. 預金業務

預金・定期積金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形及び電子記録債権等の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け

(ニ) 代理業務(業務の媒介を含む)

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 独立行政法人中小企業基盤整備機構業務

(d) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務

(ト) 貸金庫業務

(チ) 信託会社・信託業務を営む金融機関の代理業務(業務の媒介を含む)

(a) オリックス銀行株式会社

(リ) 両替業務

(ヌ) 保険商品の窓販業務

(ル) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務

以下の業務はお取扱いしていません。

商品有価証券売買業務

社債受託及び登録業務

金融先物取引等の受託等業務

自己資本の充実の状況

I. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達の手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

普 通 出 資	発行主体:中ノ郷信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,308百万円
---------	---

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保たれております。

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当組合が損失を受けるリスクを言います。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く職員に理解を促し、遵守させるとともに、各種リスクの中でも信用リスクが最も重要であるとの認識をしております。

又、信用リスクの管理にあたっては、小口多数取引によるリスク分散、業種別、大口与信先の管理、統計的手法による「VaR算出」等、様々な角度からの分析に注力しております。一連の信用リスク管理状況については、ALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常勤理事会への報告を行う体制となっております。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に準拠し、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に適正に計上しております。その結果や手続について内部監査及び外部監査人の監査を受けるなど、厳正な会計処理に努めております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減する為の措置で、具体的には預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。

当組合が取扱う担保には自組合預金積金、有価証券、不動産等があります。又、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続については当組合が定める「事務取扱要領」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

当組合では融資の取組みに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断を行っており、担保や保証による保全措置はあくまで補完的な位置付けとして認識し、極力担保又は保証に過度に依存しない体制に努めております。その上で与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分に説明しご理解をいただき、ご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

当組合では、派生商品取引についてCVAリスク相当額の算出に使用する手法として「簡便法」を採用しています。

(2) CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAとは取引相手方の信用力を派生商品取引の評価額に反映させる価格調整を指し、取引相手方の信用力低下などにより、CVAの額が変動するリスクをCVAリスクといいます。当組合では、半期等に自己資本比率の算出においてCVAリスク相当額を算出するとともに、前半期の算出額と比較し、その変化を確認しております。CVAリスクに対するヘッジ等は行っておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当組合が損失を被るリスク等、と位置づけております。オペレーショナル・リスクにおける、統括的な管理部署はALM委員会とし、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて、それぞれリスク管理規程を制定し、所管の各部署により、適切に管理・チェックする体制の整備を図っております。

これらのリスクに関しましては、ALM委員会において協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等において経営陣に報告する体制を整備しております。

また、自己資本比率規制のオペレーショナル・リスク規制を踏まえ、内部損失データの収集及び保有を行っております。

(2) BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は信組告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、信組告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式、株式関連投資信託等の価格変動にかかるリスクの認識につきましては、時価評価および「市場リスク管理規程」に基づくリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、損失限度枠の順守状況を定期的に経営陣への報告と、金融市場で不測の事態が生じた場合を想定したストレステストなど、複合的なリスク分析を実施し、ALM委員会等に定期報告しています。

一方、非上場株式やファンドへの投資等に関しましては、財務諸表や運用報告を基にした評価によるモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、当組合の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(預貸金、有価証券、預け金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では四半期毎に金利リスクを算出し、ALM委員会及び常勤理事会に報告し、協議・検討するとともに適宜、対応を講じる体制を整えて管理しております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5.0年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)およびその前提

流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提

複数の通貨の集計方法およびその前提については、 ΔEVE が正となる通貨のみを単純合算しています。

⑥ スプレッドに関する前提計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

⑦ 内部モデルの使用等、 ΔEVE 、 ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルの使用等、 ΔEVE 、 ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提について、該当事項はありません。

⑧ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当組合は重要性テスト(ΔEVE / 自己資本額)において基準値(20%)を超過しておりますが、金利リスク発生時においても自己資本額の最低水準を上回る余裕があり、金利リスク管理上は許容可能な水準と認識しております。

Ⅱ. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	14,041	14,369
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,414	3,411
うち、利益剰余金の額	10,667	10,996
うち、外部流出予定額(△)	39	39
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	76
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	64	76
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,106	14,445
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	8
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	14,096	14,437
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	126,681	134,278
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 600	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 600	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,436	6,003
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	132,118	140,282
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	10.66%	10.29%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

Ⅲ. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	126,681	5,067	134,278	5,371
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	125,819	5,032	132,840	5,313
(i) ソブリン向け	933	37	911	36
(ii) 金融機関向け	10,365	414	10,799	431
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	410	16	390	15
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	15,687	627	18,076	723
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	5,465	218	6,763	270
トランザクター向け	68	2	67	2
(vi) 不動産関連向け	64,438	2,577	69,600	2,784
自己居住用不動産等向け	7,386	295	7,160	286
賃貸用不動産向け	47,561	1,902	52,749	2,109
事業用不動産関連向け	7,996	319	8,361	334
その他不動産関連向け	1,492	59	1,328	53
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	4,405	176	3,881	155
(viii) 延滞等向け	6,334	253	4,311	172
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	188	7	169	6
(x) 株式等	6,903	276	8,779	351
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,020	120	1,515	60
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,351	54	1,351	54
(xiv) その他	6,726	269	6,680	267
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,326	53	1,312	52
ルック・スルー方式	1,326	53	1,312	52
マナドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 600	△ 24	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	134	5	124	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,436	217	6,003	240
BI	3,624		4,002	
BIC	434		480	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	132,118	5,284	140,282	5,611

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別及び残存期間別）（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びそ の他のデリバティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	158,375	160,134	101,862	107,984	53,780	49,467	—	—	6,154	4,541
国	外	7,598	7,398	—	—	7,598	7,398	—	—	—	—
地 域 別 合 計		165,973	167,532	101,862	107,984	61,378	56,866	—	—	6,154	4,541
製 造 業		16,865	18,046	8,468	10,153	8,397	7,893	—	—	1,064	1,188
農 業、林 業		105	99	105	99	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		4,885	5,497	4,385	4,897	500	600	—	—	89	136
電気、ガス、熱供給、水道業		3,980	4,156	375	451	3,605	3,705	—	—	—	16
情 報 通 信 業		2,980	3,068	880	1,168	2,100	1,900	—	—	2	—
運 輸 業、郵 便 業		5,915	5,355	3,125	2,663	2,790	2,692	—	—	26	9
卸 売 業、小 売 業		7,139	8,131	5,139	5,931	2,000	2,200	—	—	292	4,847
金 融 業、保 険 業		7,470	6,129	166	25	7,304	6,104	—	—	139	—
不 動 産 業		49,797	53,135	48,196	51,735	1,601	1,400	—	—	2,165	1,513
物 品 賃 貸 業		100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		824	1,070	824	1,070	—	—	—	—	44	45
宿 泊 業		646	189	646	189	—	—	—	—	637	—
飲 食 業		2,966	2,804	2,566	2,404	400	400	—	—	330	13
生活関連サービス業、娯楽業		1,072	1,202	872	1,002	200	200	—	—	7	0
教 育、学 習 支 援 業		685	799	685	799	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		74	196	74	196	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		6,245	5,505	5,845	5,105	400	400	—	—	364	477
そ の 他 の 産 業		179	307	179	307	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		31,279	28,570	—	—	31,279	28,570	—	—	—	—
個 人		19,324	19,782	19,324	19,782	—	—	—	—	990	1,059
そ の 他		3,433	3,383	—	—	700	700	—	—	—	—
業 種 別 合 計		165,973	167,532	101,862	107,984	61,378	56,866	—	—	6,154	4,541
1 年 以 下		14,948	13,664	11,398	11,326	3,550	2,338	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		11,006	17,040	4,536	4,907	6,470	12,133	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		19,415	23,308	6,427	10,179	12,988	13,129	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		11,557	12,181	7,200	4,660	4,357	7,521	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		19,353	15,244	5,166	5,357	14,187	9,887	—	—		
1 0 年 超		84,395	80,597	64,876	69,048	19,519	11,549	—	—		
期間の定めのないもの		4,044	3,943	1,005	954	306	306	—	—		
そ の 他		1,254	1,553	1,254	1,553	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		165,973	167,532	101,862	107,984	61,378	56,866	—	—		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、要付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

（2）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

一 般 貸 倒 引 当 金	令和6年度	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	令和7年度	157	—	△93	64
個 別 貸 倒 引 当 金	令和6年度	1,610	—	△261	1,349
	令和7年度	1,349	—	△293	1,056
合 計	令和6年度	1,767	—	△354	1,413
	令和7年度	1,413	12	△293	1,132

（3）業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等（単位：百万円）

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	224	87	—	—	137	23	87	64	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	28	27	—	11	1	—	27	38	—	1
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	6	2	—	4	4	—	2	6	5	1
運 輸 業、 郵 便 業	1	—	—	2	1	—	—	2	—	—
卸 売 業、 小 売 業	48	41	—	—	7	13	41	28	5	6
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	486	419	—	—	67	—	419	419	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	10	4	—	—	6	—	4	4	—	—
宿 泊 業	409	397	—	—	12	397	397	—	—	—
飲 食 業	20	28	8	—	—	24	28	4	—	10
生活関連サービス業、娯楽業	—	7	7	—	—	7	7	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉 社	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	33	14	—	53	19	—	14	67	—	7
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	339	318	—	101	21	—	318	419	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,610	1,348	15	171	276	464	1,348	1,056	10	27

(注) 1. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

令和 6 年度	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	2,733	—	2,733	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,591	500	17,591	500	216	1%
外国の中央政府及び中央銀行向け	900	200	900	200	505	46%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,367	—	11,367	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	619	—	619	—	61	10%
我が国の政府関係機関向け	500	—	500	—	50	10%
地方三公社向け	500	—	500	—	100	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	45,735	4,098	45,735	4,098	10,365	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,300	300	1,300	300	410	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	28,179	2,427	27,405	1,569	15,687	54%
特定貸付債権向け	199	—	199	—	69	35%
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,010	11,082	6,573	309	5,465	79%
トランザクター向け	—	2,053	—	151	68	45%
不動産関連向け	70,709	—	69,871	—	64,438	92%
自己居住用不動産等向け	10,484	—	10,390	—	7,386	71%
賃貸用不動産向け	45,790	—	45,298	—	47,561	105%
事業用不動産関連向け	10,001	—	9,804	—	7,996	82%
その他不動産関連向け	4,432	—	4,378	—	1,492	34%
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	4,405	—	4,405	—	4,405	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	4,646	14	4,624	5	6,334	137%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	188	—	188	—	188	100%
取立未済手形	21	—	21	—	4	20%
信用保証協会等による保証付	7,244	—	7,217	—	367	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,903	—	6,903	—	6,903	100%
合計					115,088	

令和 7 年度	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	2,683	—	2,683	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,180	500	16,180	500	216	1%
外国の中央政府及び中央銀行向け	900	200	900	200	505	46%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,091	—	10,091	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	598	—	598	—	59	10%
我が国の政府関係機関向け	500	—	500	—	50	10%
地方三公社向け	399	—	399	—	79	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	48,062	3,798	48,062	3,798	10,799	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,200	300	1,200	300	390	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	31,520	2,238	30,778	1,565	18,076	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,929	11,579	8,557	303	6,763	76%
トランザクター向け	—	2,033	—	149	67	45%
不動産関連向け	74,901	—	74,183	—	69,600	94%
自己居住用不動産等向け	10,362	—	10,264	—	7,160	70%
賃貸用不動産向け	50,716	—	50,237	—	52,749	105%
事業用不動産関連向け	9,787	—	9,647	—	8,361	87%
その他不動産関連向け	4,034	—	4,034	—	1,328	33%
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,105	—	3,105	—	3,881	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	3,335	13	3,314	4	4,311	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	169	—	169	—	169	100%
取立未済手形	37	—	37	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	6,208	—	6,177	—	345	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,753	—	6,753	—	8,779	130%
合計					123,639	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

令和 6 年度	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2,733	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,625	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	810	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,367	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,119	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	41,660	—	3,288	—	—	—	—	—	—	1,064	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	5,701	—	—	—	—	—	—	—	—	11,751	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	151	133	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	151	—	—	—	—
不動産関連向け	1,890	541	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	221	—	2,488	—
自己居住用不動産等向け	—	541	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	214	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
その他不動産関連向け	1,890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,488	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	437	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,543	3,673	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	37,162	5,383	—	47,861	—	3,288	—	—	—	—	—	151	14,418	—	2,488	—

令和 6 年度	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,733	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,625	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	910	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,367	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,119	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,013	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	925	—	8,784	—	—	429	—	—	—	—	—	—	—	—	27,592	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	4,886	—	—	—	—	1,660	—	—	—	—	—	—	—	—	6,883	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	151	
不動産関連向け	6,583	9,633	—	—	764	—	—	45,295	2,452	—	—	—	—	—	—	69,871	
自己居住用不動産等向け	—	9,633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,390	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	45,295	—	—	—	—	—	—	—	45,298	
事業用不動産関連向け	6,583	—	—	—	764	—	—	—	2,452	—	—	—	—	—	—	9,804	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,378	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,405	—	—	—	4,405	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	347	—	—	—	—	3,845	—	—	—	4,630	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	188	—	—	—	—	—	—	—	—	188	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,217	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,903	—	—	6,903	
合計	6,583	15,445	—	8,784	764	—	2,725	45,295	2,452	—	—	8,250	6,903	—	—	207,962	

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

令和 7 年度	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2,683	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,213	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	810	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,091	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	598	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	399	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	44,164	—	3,088	—	—	—	—	—	—	1,064	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	6,301	—	—	—	—	—	—	—	—	11,994	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149	899	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149	—	—	—	—
不動産関連向け	1,821	454	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	984	—	2,214	—
自己居住用不動産等向け	—	454	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	973	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
事業用不動産関連向け	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—
その他不動産関連向け	1,819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,214	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	485	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,719	3,458	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	33,534	5,055	—	50,865	—	3,088	—	—	—	—	—	149	16,237	—	2,214	—

令和 7 年度	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,683
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,213
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	910
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,091
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	598
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	399
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48,317
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	925	—	11,311	—	—	429	—	—	—	—	—	—	—	—	30,961
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	6,080	—	—	—	—	1,681	—	—	—	—	—	—	—	—	8,861
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149
不動産関連向け	4,893	8,837	—	—	1,431	—	—	50,228	3,313	—	—	4	—	—	—	74,183
自己居住用不動産等向け	—	8,837	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,264
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	50,228	—	—	—	4	—	—	—	50,237
事業用不動産関連向け	4,893	—	—	—	1,431	—	—	—	3,313	—	—	—	—	—	—	9,647
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,034
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,105	—	—	—	3,105
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	363	—	—	—	—	2,470	—	—	—	3,319
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	169	—	—	—	—	—	—	—	—	169
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,177
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,753	—	—	6,753
合計	4,893	15,843	—	11,311	1,431	—	2,743	50,228	3,313	—	—	5,580	6,753	—	—	213,245

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	令和6年度			
40%未満	93,443	3,798	6.684	93,697
40%～70%	23,512	3,853	8.702	23,642
75%	15,420	9,233	10.158	15,445
80%	—	—	—	—
85%	8,784	927	10.000	8,784
90%～100%	3,460	495	7.779	3,489
105%～130%	47,748	—	—	47,748
150%	8,250	14	39.056	8,250
250%	7,103	—	—	6,903
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	207,723	18,323	9.082	207,962

(注) 1.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,938	2,760	—	—	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	1,017	1,033	—	—	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け	1,062	988	—	—	—	—	—	—
⑥不動産関連向け	837	717	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産向け	94	97	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	491	479	—	—	—	—	—	—
事業用不動産向け	196	140	—	—	—	—	—	—
その他不動産向け	54	0	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧延滞	21	21	—	—	—	—	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3.「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

5. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,743	1,033
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

6. 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上 方 バ ラ レ ル シ フ ト	4,558	3,491	706	774
2	下 方 バ ラ レ ル シ フ ト	0	0	△ 364	△ 618
3	ス テ イ ー プ 化	3,056	1,880		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	757	861		
6	短 期 金 利 低 下	0	0		
7	最 大 値	4,558	3,491	706	774
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	14,096		14,437	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	令和7年度			
40%未満	92,313	3,498	6.614	92,544
40%～70%	23,365	3,903	8.698	23,495
75%	15,817	9,712	10.094	15,843
80%	—	—	—	—
85%	11,311	738	10.000	11,311
90%～100%	4,146	473	7.675	4,175
105%～130%	53,541	—	—	53,541
150%	5,580	4	100.000	5,580
250%	6,753	—	—	6,753
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	212,829	18,330	9.088	213,245

4. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,727	3,727	3,812	3,812
非上場株式等	4,766	4,766	4,840	4,840
合 計	8,493	8,493	8,652	8,652

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	64	157
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 2,595	△ 2,567

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

営業のご案内（なかのこうは午後3時まで、窓口営業をしています）

ローンのご案内

種 類	ご融資金額	ご融資期間	特 色
環境配慮型ローン			
エコ・電化ローン	10万円以上 100万円以内	1年以上5年以内	省エネ家電のご購入にご利用いただけます。
エコ・カーローン	10万円以上 1,000万円以内	1年以上7年以内	電気自動車、ハイブリット車、低燃費車等のご購入にご利用いただけます。車両価格の高額化に伴い、ご利用限度額を引き上げました。
エコ・リフォームローン	10万円以上 500万円以内	1年以上10年以内	太陽光発電、オール電化リフォームなどにご利用いただけます。
エコ・アクションローン	10万円以上 1,500万円以内	1年以上10年以内	下記記載の環境配慮型認証のいずれかを取得した業歴1年以上の法人・個人事業主の方が、運転資金・設備資金・認証取得資金としてご利用いただけます。 ①エコアクション21 ②ISO14001 ③エコステージ ④グリーンエネルギー認証 ⑤その他エコ関連認証
住宅ローン			
なかのこう 住まいのいちばんネクストV	100万円以上 1億円以内	2年以上35年以内	ご本人様が居住することを目的とした住宅ローンです。土地及び住宅の購入資金、住宅の新築、リフォーム資金、他行住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。
ファイブステップ	500万円以上 5,000万円以内	1年以上35年以内	準固定金利（5年ごとの適用金利見直し）型の住宅ローンで、用途に応じて基本型・ペアローン・親子リレーローンの3種類があり、お取引の内容によって金利が優遇されます。
なかのこう MG 保証 住宅ローン	1億円以内	50年以内 （ただし、ローン 完済時80才未満）	お申込者ご自身が居住する戸建住宅・マンションの購入資金、新築・増改築資金、土地購入資金、他行住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。
なかのこう MG 保証 住宅ローンプラス	1億円以内	50年以内 （ただし、ローン 完済時80才未満）	「なかのこう MG 保証住宅ローン」に加え、車購入資金、教育資金など健全な個人消費資金を500万円（ただし、住宅ローン申込額の50%以内）まで一括して住宅ローン借入に含めることが可能な商品です。
子育て応援ローン・サポーター	10万円以上 100万円以内	6か月以上10年以内	出産、子育て、小中学校入学準備にかかる資金全般およびそれらのために他金融機関から借入した資金の借換資金にご利用いただけます。
なかのこうSDGsローン	10万円以上 1,000万円以内	（運転資金）6年以内 （設備資金）10年以内	SDGs宣言を表明している、または、公的な機関からSDGs関係の認定証を授与されている企業または個人事業主のお客様の運転資金・設備資金にご利用いただけます。
しんくみビジネスローン	50万円以上 500万円以内	5年以内	組合員歴1年以上または預金取引1年以上の法人・個人事業主限定の商品で、運転資金・設備資金等事業性資金にご利用いただけます。
創業応援ローン・チャレンジ 【日本政策金融公庫との協調融資】	1,000万円以内	（運転資金）7年以内 （設備資金）10年以内	地域社会に貢献するような前向きな事業を創業しようとする方、あるいは創業して間もないアールステージ（創業5年以内）の方で、創業に関する資金、創業5年以内の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。
クイックローン・パーフェクト	10万円以上 500万円以内	6か月以上10年以内	お使いみちが自由なフリーローンです（事業性資金や借換資金も可能です）。
Web 仮申込み可能商品			
フリーローン・チョイス	10万円以上 500万円以内	7年または10年以内	お使いみちはご自由です。 融資金額が301万円以上の場合、ご融資期間が10年以内になります。
多目的ローン	10万円以上 2,000万円以内	15年以内 （住宅サポート プランの場合は 20年以内）	お使いみちが「教育関係」「自動車関係」「リフォーム関係」及び左記以外で資金使途が明確になっているお支払いでご利用いただけます。 自動車関係であればオートバイの購入や免許の取得などにもご利用いただけます。
カードローン・アラカルト	50万円以上 300万円以内	1年毎の自動更新	お借入れ限度額は50・100・200・300万円の4種類です。 お使いみちはご自由です（ただし、事業性資金を除きます）。 キャッシュカードと同じ要領でご利用になれる便利なローンです。
シルバー向けローン			
リバースモーゲージローン	100万円以上 1億円以内	1年毎の自動更新	ご自宅を担保に生活資金など老後に発生する様々なお支払いにご利用いただけます。毎月のご返済は利息のみで、ご契約者様がお亡くなりになられた後にお借り入れ金を一括返済していただきます。
やすらぎ	10万円以上 90万円以内	1年以上8年以内	墓地、墓石、納骨堂の購入や葬儀費用のお支払いにご利用いただけます。
商店街応援ローン・商売繁盛	10万円以上 300万円以内	（運転資金） 1年以上5年以内 （設備資金） 1年以上7年以内	当組合営業地域内の商店街でご商売を営まれている方、あるいは1か月以内にご商売をはじめることが決定している法人または個人のお客様が運転資金・設備資金が必要な場合にご利用いただけます。

※保証会社の審査が必要なローンがあります。

※各商品の詳しい内容は担当者にお問い合わせいただくか、商品概要説明書をご覧ください。

預金のご案内

種 類		期間その他	お預け入れ額	特 色
普通預金	普通預金	定めなし	1円以上	いつでも自由に出し入れができる預金です。公共料金等の自動支払い、給与・年金などの自動受取にもご利用いただけます。
	普通預金 (無利息型)			「無利息・要求払い・決済サービスを提供できる」という3条件を満たす「決済用預金」で、預金保険制度で全額保護の対象となります。
	後見制度支援預金 (普通預金)			後見開始の審判を受けている方で、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方がご利用できる普通預金です。口座開設のほか、入金・出金の場合でも「指示書」が都度必要になります。口座開設時は「指示書」とともに現金もご持参ください。
	定期性総合口座		普通預金 1円以上 定期預金、定期積金 10,000円以上	「貯める・増やす・支払う・借りる」の取引が1冊の通帳でできる便利な口座です。なお、自動貸越(ご融資)の限度額はセットした定期預金・定期積金の残高の90%以内、かつ、300万円までのいずれか低い額が適用されます。
当座預金		定めなし	1円以上	取引代金の決済に便利で安全な小切手・手形を振出すことができる預金です。「決済用預金」に該当し、預金保険制度で全額保護の対象となります。
納税準備預金		定めなし	1円以上	国税・地方税納付のための預金です。計画的に納税資金を貯めることができます。お利息に税金はかかりませんが、納税以外の目的で払い戻した場合は課税対象となります。
通知預金		定めなし 但し、2日前までに通知が必要	10,000円以上	まとまったお金を短期運用するために最適な預金です。解約(一部払戻し)の場合は2日前までに当組合への通知が必要です。また、預入日から7日間の据置期間が必要になります。
定期積金	定期積金	6ヵ月～5年	10,000円以上 1,000円単位	毎月決まった金額を積立てていく商品で資産形成に適しています。集金にお伺いするほか、自動引き落としも可能で無理なく貯められます。普通預金よりも金利が高く、1万円から始められる手軽さもあります。
	子育て応援積金 みらい	3年～5年	10,000円以上 50,000円以内 1,000円単位	契約時に18歳以下のお子様を扶養している親権者様及び18歳以下のお孫さんがいる祖父母の方がお申込できる定期積金です。
定期預金	スーパー定期預金	1ヵ月～5年	1,000万円未満	普通預金より金利が高く、期間を定めて「確実に増やすニーズ」にお応えできる預金です。
	大口定期預金	1ヵ月～5年	1,000万円以上	1,000万円以上の大きな資金をまとめて運用するのであれば期間を定めて「確実に増やすニーズ」にお応えできる預金です。
	期日指定定期預金	最長3年	100円以上 300万円未満	個人の方が対象の預金です。期間を定めて「確実にかつ効率的に増やすニーズ」にお応えできる預金です。お預け後1年経過すると1ヵ月前のご連絡で自由に払い出しができます。
	すみれ定期預金	1年	1万円以上 500万円以内	当組合で国民年金・厚生年金・共済年金をお受け取りの方、または、新規裁定手続きで当組合の口座をご指定頂いた方限定の優遇金利商品です。
	相続定期預金 バトンタッチ	6ヵ月または1年	10万円以上 1円単位	相続手続き完了後、1年以内に相続した資金でお申込みいただける優遇金利の商品です。預入期間(6ヵ月または1年)と組合員か否かにより適用利率が異なります。
財形預金	財形年金預金	積立期間5年以上	1,000円以上	将来の年金資金づくりの預金です。財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息が非課税の特典があります。
	財形住宅預金	積立期間5年以上		住宅取得のための資金づくりの預金です。財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息が非課税の特典があります。
	一般財形預金	積立期間3年以上		貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、給与・ボーナスから天引きで積立てる預金で、お勤めの方の財産づくりに最適です。

サービスのご案内

種 類	サ ー ビ ス の 内 容	
内国為替	当組合を窓口として、全国の金融機関へ正確・迅速に「振込」「代金取立」をします。	
定額自動送金サービス		一度のご依頼で、毎月ご指定の日に一定の金額を、自動でご指定の口座へお振込いたします。
給与振込サービス		従業員さまに支給する「給与・賞与」をご指定の口座にお振込いたします。
公金・公共料金等収納		国・都・区などの公金収納、電気・ガス・水道・電話・NHKなどの公共料金の取扱いをしております。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・NHKなど各種公共料金、税金および各種クレジット利用代金の決済などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。	
ATMサービス	当組合のATMでは、次のサービスがご利用できます(硬貨はご利用できません)。 ①お引き出し ②お預け入れ ③残高照会 ④お振込(キャッシュカードによるお振込に限ります) ⑤通帳記帳 ⑥暗証番号のご変更 ⑦通帳繰越(当組合発行の通帳に限ります)	
カードローンサービス		当組合発行のカードローンのお借入・ご返済(随時返済)がご利用いただけます。提携金融機関のATMでもご利用できます。
キャッシングサービス		各種クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。ご利用可能なクレジットカードにつきましては、当組合窓口までお問い合わせください。
しんくみ相互記帳サービス		当組合および全国の提携信用組合が発行する通帳は、当組合または提携信用組合のATMでご記帳いただけます。但し、Hi-Co通帳をご利用のお客様はHi-Co通帳対応の信用組合ATMでのみご記帳いただけます。なお、通帳繰越は発行信用組合のATMに限ります。
キャッシュカードサービス		当組合の個人用キャッシュカードは、全国の提携金融機関のATMで残高照会、お引き出し、お振込(一部を除きます)をご利用いただけます。また、ローソン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お引き出し)。
セブン銀行提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、セブン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し)。セブン銀行ATMでの取扱手数料は、所定時間内無料です。
ゆうちょ銀行提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、ゆうちょ銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し)。
イオン銀行提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、イオン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し、お振込)。
ビューカード提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、JR東日本の駅にある「VIEW ALTTE」のATMでもご利用いただけます(残高照会、お引き出し)。
しんくみお得ねっとサービス		当組合の個人用キャッシュカードは、全国にある提携信用組合のATMで手数料無料でお引き出しができます(所定時間内に限り無料です)。
入金ネットサービス		当組合の個人用キャッシュカードは、全国の提携金融機関(第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫)のATMで、お預け入れができます。
デビットカードサービス		当組合のキャッシュカードは、J-debit(デビット)カードとしてご利用いただけます。J-Debitカードとは、お買物などの代金の支払いをキャッシュカードでご利用いただけるサービスです。代金はその場で決済されます。
インターネット口座振替受付サービス(Web口振)	公共料金や携帯電話・クレジットカード利用料等のお支払方法として「口座振替」を希望する際に、収納企業等のホームページから「口座振替契約」が締結できます。ご利用には当組合の個人用キャッシュカードが必要です。	
ペイジー(Pay-easy)口座振替受付サービス		当組合が提携する収納企業等の店頭などで当組合のキャッシュカードを読込み、暗証番号を押下することで「口座振替契約」を締結することができます。

種 類	サ ー ビ ス の 内 容
インターネットバンキング (I B) サービス	「個人用」と「法人・個人事業主用」があり、法人用では「総合振込」「給与・賞与振込」もご利用いただけます。 「ワンタイムパスワード」をはじめ、セキュリティ対策を行っております。ご利用には書面でのお申込みが必要です。
ペイジー(Pay-easy) 税金・各種料金払込みサービス	 インターネットバンキングをご利用のお客様は、ペイジーによる、税金・各種料金の払込み・お支払いが簡単にできます。
でんさいネットサービス	手形に代わる新しい資金決済サービスです。電子記録債権の発生記録請求をはじめとする各種取引が可能となります。ご利用には別途書面でのお申込みが必要で、書面方式とインターネット方式があります。割引もご利用いただけます。
フィンテック関連	 金融とテクノロジーが一体となった新しいサービスです。
A P I 連携サービス	当組合のインターネットバンキング【個人用・法人用】をご利用されているお客様が、フィンテック業者が提供する会計ソフトや家計簿ソフト等と連携させることにより、取引履歴データや残高などを反映させることができます。
口座管理アプリ (個人のお客様のみ)	 「しんくみアプリ with CRECO」では、預金残高や入出金明細が簡単にご確認できます。また、クレジットカードの利用履歴や「モバイルSuica」「楽天Edy」などの利用履歴(入金を除く)も分かります。ご利用にはキャッシュカードの発行と当組合届出済の電話番号(携帯等)からの架電が必要です。
口座開設アプリ (個人のお客様のみ)	 「口座開設アプリ」は、当組合に来店することなくマイナンバーカードのみで口座開設依頼ができるアプリで個人のお客様のみご利用いただけます。キャッシュカードのみ発行し、通帳は発行いたしません。残高等は個人用インターネットバンキングや「口座管理アプリ(CRECO)」でご確認いただけます。
QRコード・スマホ決済 ＜キャッシュレス決済＞	以下のQRコード・スマホ決済アプリでは、当組合の預金口座と連携することができます。口座連携することでお金をチャージ(または即時決済)することができ大変便利です。登録には、運転免許証が必要になる場合があります。以下のアプリ以外でもau PAY、TOYOTA Wallet、にゃんPay、SU-Pay、Coke ON Wallet、majica、d払い、AEON pay、HAPPAY、ANApay、スクペイなどで口座連携ができます。
Bank Pay	 Bank Pay(バンクペイ)はアプリ内にお金を事前にチャージせずにお買い物ができます。お買い物をしたら、紐付けした預金口座より代金が即時決済(引き落とし)されます。ご利用(当組合口座との連携)には個人用キャッシュカードが必要です。
ことら送金	 当組合の口座をお持ちの個人のお客様は、Bank PayまたはJ-Coin Payを経由して、ことら送金を利用することができます。1日10万円を限度として手数料無料で送金できます。ご利用には、個人用キャッシュカードと上記記載のアプリをインストールしていただく必要があります。
J-Coin Pay	 J-Coin Payはみずほ銀行が提供するQRコード決済アプリで、J-Coin Pay加盟店で支払いや個人間の送金等が無料で簡単にできます。ご利用(当組合口座との連携)には個人用キャッシュカードが必要です。なお、チャージは500円からできます。
PayPay	 当組合の預金口座と連携することができ、チャージ等を行うことでPayPay加盟店での支払いや個人間の送金、「わりかん」が簡単にできます。チャージできる手段が多いのが特徴です。なお、ご利用(当組合口座との連携)には個人用キャッシュカードが必要です。
しんくみ相続信託	 「しんくみ相続信託」は、相続発生時に速やかにお受取りになれる『遺言代用信託』商品です。特徴として、「元本保証」、「中途解約が可能」、「年1回の配当金」があります。申込手数料・中途解約手数料もありません。お受取人様はお孫様までご指定が可能です。
年金の自動受取サービス	 国民年金、厚生年金、共済年金など各種年金を安全・確実にお受取りいただけます。当組合で年金をお受取りの方は誕生日プレゼントをお届けしています。また、金利が優遇された定期預金などの優遇商品がご利用いただけます。
貸金庫・自動貸金庫	お客様の大切な書類、貴重品などの財産を火災・盗難などからお守りいたします。
株式の払込み	会社設立や増資する場合の株式払込金の受け入れ委託事務の取扱いをしております。
火災保険	「しんくみ安心マイホーム」(個人用火災総合保険)の取扱いをしております。充実した補償内容が魅力です。
経営相談会	 取引先企業の支援・再生に向け、中小企業診断士をアドバイザーとした無料経営相談会を開催しております。
年金相談会	 当組合では、定期的に年金相談会を実施しており、年金の専門知識を有する当組合職員がご相談に応じております。また、ご連絡いただければ相談会以外の日でもご自宅まで訪問いたします。当組合で年金受給して頂くための裁定・変更手続きもお手伝いさせていただきます。
取次サービス	「しんくみ経営者年金」「中退共」「建退共」「小規模企業共済」「経営セーフティ共済」の取次を行っております。

※詳しくは当組合ホームページをご覧ください。窓口または担当者までお問い合わせください。

手数料のご案内

※ご不明な点は、窓口または担当者までお問い合わせください。
※金額には10%の消費税が含まれています。

振込手数料	振込先 (電信振・文書振)	振込額	窓 口		ATM	
			組 合 員	組 合 員 外	組 合 員	組 合 員 外
	他 行 あ て	一律	660円	880円	550円	770円
	当 組 合 あ て	一律	330円	440円	220円	330円

○視覚障がい者等の方の振込手数料は下記の通りです。

振込手数料	振込先 (電信振・文書振)	振込額	窓 口	
			組 合 員	組 合 員 外
	他 行 あ て	一律	330円	440円
	当 組 合 あ て	一律	330円	440円

代金取立 手数料	電子交換手形取立手数料	660円
	個別手形取立手数料	1,100円

その他 手数料	送金・振込の組戻料	660円
	取立手形組戻料	660円
	不渡手形返却料	660円
	取立手形店頭呈示料	660円
	給与振込手数料（仕向）自店内	無料
	給与振込手数料（仕向）他行宛	440円

※給与振込手数料（仕向）他行宛の手数料は当組合に「給与振込に関する契約書」をご提出
いただいたお客様に対して適用されます。

行政機関 預金等 調査手数料	書面照会	調査手数料	1名義当たり(旧姓含む)	110円	
		回答書作成手数料	1枚当たり	110円	
		預金等調査にかかる写し	1枚当たり	110円	
		郵送にかかる費用（切手、書留代金等）			実費
	電子照会	回答データについて、手数料はご請求いたしません。			

発行 手数料	小切手帳	1冊50枚	1,100円
	約束手形帳	1冊25枚	1,100円
	為替手形帳	1冊25枚	1,100円
	マル専用約束手形	1枚	440円
	自己宛小切手	1枚	550円
	残高証明書	1通	220円
	取引履歴(取引明細)	1口座1ヶ月分につき	110円
	融資証明書	1枚	1,100円
	利息支払証明書	1枚	220円
	グルメ会カード	1枚	330円
	両替機専用カード	1枚	1,100円
	インボイス通知書	1通	無料

再発行 手数料	預金積金証書・通帳	550円
	出資証券	550円
	当座預金照合表	550円
	キャッシュカード	550円
	ローンカード	550円
	貸金庫カード	550円
	両替機専用カード	550円

融資関係 手数料	割引手形関係手数料	手形信用調査料	1件につき	220円
		電子交換手形取立手数料		660円
	融資事務取扱手数料	MG保証住宅ローン	1件につき	77,000円
		MG保証住宅ローンプラス		165,000円
	一般ローン・ プロパー住宅ローン 不動産担保取扱手数料	新規設定 (譲受を含む)	23区内	1件につき 33,000円
			23区外	55,000円
		変更設定(極度額・順位・追加担保・債務者等)	1件につき	11,000円
		抹消	全部・一部	1件につき 1,100円
			取引同行立会(上記にプラス)	11,000円
	収益物件向け (アパート等取得)ローン 不動産担保取扱手数料	新規設定 (譲受を含む)	23区内	1件につき 55,000円
			23区外	77,000円
		変更設定(極度額・順位・追加担保・債務者等)	1件につき	11,000円
		抹消	全部・一部	1件につき 1,100円
			取引同行立会(上記にプラス)	11,000円
	条件変更手数料		1回につき	5,500円
	繰上返済手数料	一部繰上返済	平成28年9月末迄の実行分	1回につき 3,300円
			平成28年10月以降の実行分	1回につき 5,500円
		全額繰上返済	平成28年9月末迄の実行分	3,300円
			平成28年10月以降の実行分	貸付後3年以内 22,000円
				貸付後3年超5年以内 11,000円
				貸付後5年超 5,500円
		全額繰上返済 (他金融機関で の借換による場 合及びそれに準 ずるもの)	平成28年9月末迄の実行分	3,300円
			平成28年10月以降の実行分	貸付後3年以内 (注) 借入残高×1.5%
				貸付後3年超5年以内 (注) 借入残高×1.0%
				貸付後5年超 (注) 借入残高×0.5%

※不動産担保取扱手数料の「23区内」「23区外」とは、当該担保物件の所在地のことです。
※不動産担保取扱手数料で「収益物件向けローン」とは、不動産賃貸を目的とした賃貸アパート・賃貸マンション・賃貸ビルなどの取得資金に対するご融資のことをいいます。
※不動産担保取扱手数料で、担保建物が住居（自宅）兼用収益物件の場合は、「一般ローン・住宅ローン」の手数料とします。
※繰上返済手数料は、信用保証協会や保証会社の保証付融資については、平成28年10月以降の実行分から適用外とします。
※繰上返済の出来る日は、原則として毎月の約定日とします。また繰上返済ご希望日の7営業日前までに、当組合所定の書式でお取扱店舗にあらかじめお申し出ください。
※全額繰上返済における他金融機関での借換による場合及びそれに準ずるものとは、当初借入時の資金使途・返済期間・条件等に大幅な乖離があったものを指します。
（注）の箇所につきましては不課税のため消費税は含まれておりません。

両替手数料	枚数	取扱い	窓 口 / 両替機	
	1枚～50枚		1回目	無料
			2回目以降	550円
	50枚まで		550円	
	1,000枚まで		1,100円	
	1,001枚～		500枚ごとに550円加算	

大量硬貨 取扱手数料	枚数	取扱い	窓 口
	1枚～100枚		無料
	500枚まで		550円
	1,000枚まで		1,100円
	1,001枚～		500枚ごとに550円加算

株式等 払込手数料	5,000万円未満	3/1000×1.1
	5,000万円以上1億円未満	2/1000×1.1

○ インターネットバンキング取扱い手数料

個人	パーソナルネットバンキング契約手数料			0円
	月額利用料	基本機能のみ		
資金移動 (個人・法人)	振込	当組合同一店内	一律	0円
		当組合本支店間	一律	110円
		他行宛	一律	220円
	振替	当組合同一店内	一律	0円

*「振替」とは、同一名義人間の資金のやり取りのことをいい、インターネットバンキング上、同一支店内のみに限定します。同一名義人であっても、本支店間をまたがる資金移動は「振込」として扱います。

でんさいネット 取扱手数料	ご利用種別	単位	ご利用方法	
			インターネット利用	窓口受付 (営業担当者受付含む)
	基本手数料	月額	1,100円	
	発生記録 (債務者請求方式)	1件	330円	550円 (※1)
	発生記録 (債権者請求方式)	1件	330円	550円 (※1)
	譲渡記録	1件	220円	440円 (※1)
	分割譲渡記録	1件	330円	550円 (※1)
	変更記録	1件	220円	220円 (※1)
	保証記録	1件	330円	550円 (※1)
	支払等記録	1件	330円	550円 (※1)
	開示請求	1件	無 料	550円 (※1)
	各種記録の取消・承認・否認	1件	無 料	
	特殊な変更記録 (※2)	1件	2,200円	
	特殊な開示請求 (※2)	1件	3,300円	
	残高証明書発行 (※2)	1件	3,850円	
	支払不能情報照会 (※2)	1件	2,750円	
	口座間送金決済中止	1件	550円	
	口座間送金決済入金時	1件	110円	
	書面請求事務代行手数料	1件	220円	

※1) 別途「書面請求事務代行手数料」をいただきます。 ※2) 所定の書面で請求等を行う場合。

◎当組合ATMは365日ご利用いただけます。

ATM利用料	他行 カード	当組合キャッシュカード	終日	無料
		平 日	8:30～18:00	110円
			18:00～20:00	220円
		土曜日	9:00～14:00	110円
			14:00～18:00	220円
		日曜日 祝日 12月31日～1月3日	9:00～18:00	220円

◎当組合カードのセブン銀行ATMで利用のご案内

	利用可能時間	
		うち手数料無料時間
平 日	8:00～21:00	8:45～18:00
土曜日	8:00～21:00	9:00～14:00
日曜日	8:00～21:00	

※上記の手数料無料時間以外でご利用の場合は110円の手数料がかかります。
祝日、12月31日～1月3日も終日110円の手数料がかかります。

法人	ビジネスネットバンキング契約手数料			0円
	月額利用料	基本機能のみ		1,100円
		基本機能＋データ伝送機能		2,200円
データ伝送 (法人)	給与・賞与 振込	当組合宛	一律	0円
		他行宛	一律	220円
	総合振込	当組合同一店内	一律	0円
		当組合本支店間	一律	110円
		他行宛	一律	220円

プレゼントコーナー

下記のアンケートにお答えいただき、必要事項を明記し、ハガキにてご応募いただいた方の中から抽選で20名様に たち吉「kanon プレート」をプレゼントいたします。是非、ご応募ください。

<アンケート> 次のアンケートについてお答えください。

Q1 当組合との取引年数を該当する番号でお聞かせください。

①5年未満 ②5～10年 ③11～20年 ④21～30年 ⑤31年以上

Q2 今回のディスクロージャー誌に対するご意見や感想、印象に残ったページなどがございましたらご自由にお書きください。

<必要記入事項>

①郵便番号 ②住所 ③氏名(フリガナ) ④電話番号 ⑤ご利用いただいている店舗名

*応募宛先 〒130-0005 墨田区東駒形4-5-4 中ノ郷信用組合 総務部総務課 プレゼント係

*応募締切 令和8年9月30日(当日消印有効)

※厳正な抽選の上、当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。(賞品の発送は令和8年10月下旬を予定しています)

※複数応募やアンケート及び必要記入事項のご記入がない場合は無効となりますのでご注意ください。



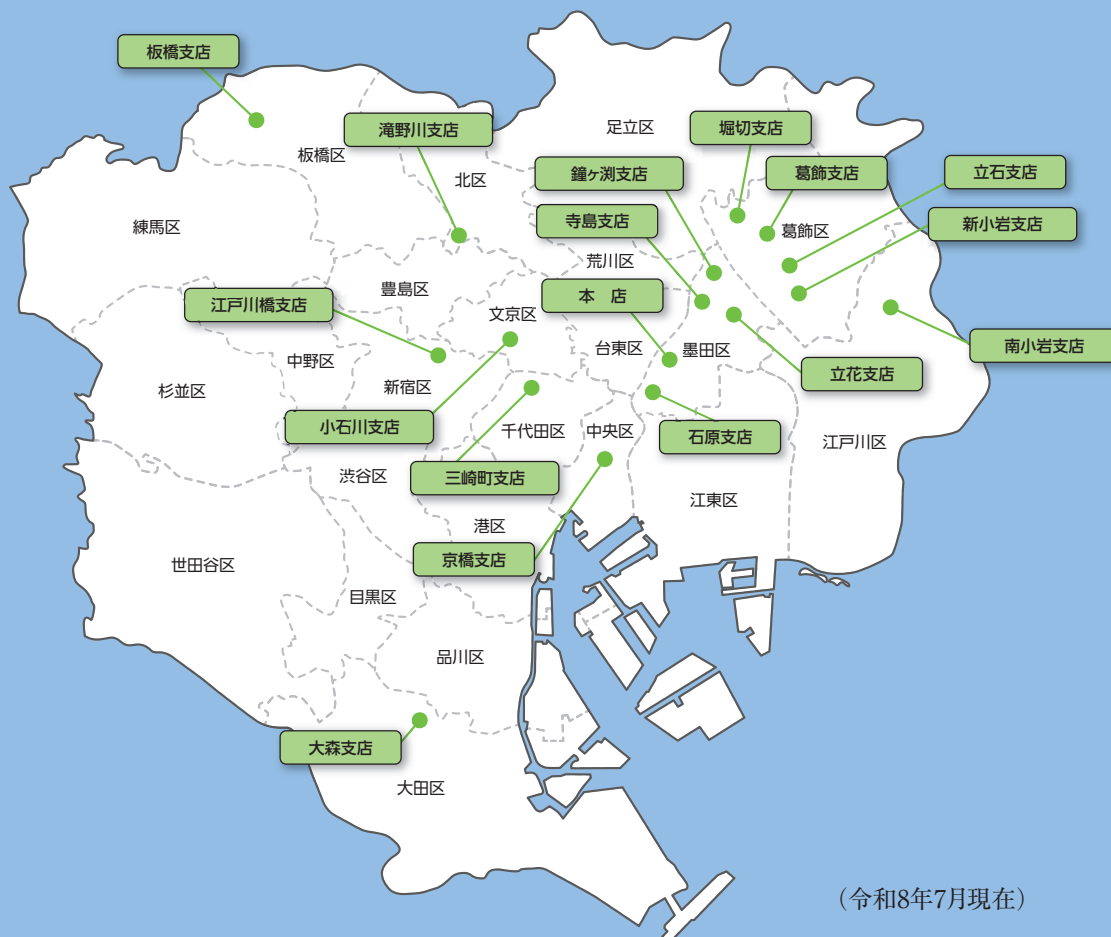
kanon プレート

◆お客様相談コーナーを設置しております

お客様からのご意見、ご要望にお応えするため、各営業店に「お客様相談コーナー」を設置しております。また、当組合のホームページ内「ご意見・お問い合わせ」からもご相談やご要望等を受け付けております。

本ディスクロージャー誌の文章・写真等の無断使用、転載を禁止します。

なかのぐの店舗網



(令和8年7月現在)

なかのぐの営業地区は、東京都23区です。

店番号	店名	郵便番号	住所	電話番号
062	本部	130-0005	東京都墨田区東駒形 4-5-4	03-3622-7131
001	本店	130-0005	東京都墨田区東駒形 4-5-4	03-3622-6131
002	寺島支店	131-0041	東京都墨田区八広 1-21-12	03-3612-6118
003	葛飾支店	124-0012	東京都葛飾区立石 5-10-7	03-3691-8931
004	滝野川支店	114-0023	東京都北区滝野川 5-7-5	03-3916-3551
005	大森支店	143-0023	東京都大田区山王 2-19-1	03-3774-0801
006	鐘ヶ淵支店	131-0031	東京都墨田区墨田 4-14-1	03-3616-3411
007	石原支店	130-0011	東京都墨田区石原 1-21-6	03-3621-1621
008	堀切支店	124-0006	東京都葛飾区堀切 6-10-18	03-3604-4721
009	立花支店	131-0043	東京都墨田区立花 4-1-3	03-3617-3711
010	南小岩支店	133-0056	東京都江戸川区南小岩 3-24-8	03-3673-3711
011	立石支店	124-0012	東京都葛飾区立石 2-4-2	03-3697-6111
012	新小岩支店	124-0023	東京都葛飾区東新小岩 8-30-8	03-3694-3311
013	小石川支店	112-0002	東京都文京区小石川 5-24-6	03-3812-7211
014	江戸川橋支店	162-0801	東京都新宿区山吹町 366-1	03-3269-7621
015	板橋支店	174-0046	東京都板橋区蓮根 2-19-14	03-3966-2271
016	三崎町支店	101-0061	東京都千代田区神田三崎町 2-17-7	03-3264-5821
017	京橋支店	104-0043	東京都中央区湊 3-6-9	03-3552-9751

全店に現金自動預払機(ATM)を設置しております。設置台数 本店2台・16店舗各1台 計18台



中ノ郷信用組合は環境省「21世紀金融行動原則」の署名機関です。



21世紀金融行動原則

夢をかたちに未来へつなぐ



中ノ郷信用組合

<https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp>

発行 令和8年7月